

株式會社數	資本金
一八八六一八七年	二、一四三
一八九一—九二年	三、一二四
一八九六年	三、七一二
一九〇二年	五、一八六
尙官廳統計に據れば一九〇六年に	一、一九六八

一、株式會社  
 二、株式會社及株式合資會社  
 四、九五二  
 五、〇六〇  
 一三、二七一(百萬マーク)  
 一三、八四四

右の會社中三割四分二厘は資本金五十萬マーク以下、五割六分三厘は五十萬乃至五百萬マーク、八分六厘は五百萬乃至三千萬マークであつて僅に九厘が三千萬マーク以上に達する。而して一億マーク以上を有するは僅々九會社に過ぎない。大藏大臣の説明に據ればプロイセンに於て三千マーク以上の所得ある人の商工業所得中株式會社よりの所得は三分の一を占むと。ドイツ株式會社資本總額が現今約百四十億マークとすれば社債を合せて恐らく二百五十億乃至三百億マ

クに上るであらう。而して若し鐵道國有が實行せられなかつたならば五百億乃至六百億マークに達したであらう。ベツカー Becker は二十五年前にドイツの國富を千七百五十億と評價したが、現今は確に二千二百五十億乃至二千五百億に達すべく、其内恐らく半分は商工業に投せられて居るであらう。  
 米國の株式會社は其發達が全然歐洲と相違して居る。一九〇五年に於ける各種の企業組織は次の通りである。

經營數	個人經營	合名會社 合資會社	株式會社	其他 (組合)	合計
百分率	一一四、〇〇〇	四八、〇〇〇	五二、〇〇〇	三、〇〇〇	二一六、〇〇〇
資本金(單位百萬弗)	五二・七	三三・二	三三・六	一・五	一〇〇
百分率	九六・六	一一・八九	一〇、五二〇	二	二二、六八六
勞働者數	七六	九四	八二・六	〇・二	一〇〇
百分率	七五、〇〇〇	八四、一〇〇	三八六、〇〇〇	九、〇〇〇	五四七、〇〇〇
製品價格(單位百萬弗)	一三・八	一四五	七・〇	〇・一	一一一
	一、七三三	一一、三三三	一〇、九二二	五四	一四、九〇一

百分率

二五

四四

三七

〇四

一〇〇

故に現今米國の工業、商業及交通業の七八割は株式會社の形式で營まれるのである。

オエスターライヒに於ける會社はユラシエツクに據れば次の通りである。

一八六六年  
一八九三年  
一九〇五年

會社數

一三七

四六五

五八七

資本金

六八九百萬フロリン

一、五九七

二、三六七

一、一六七

（拂込資本）  
（優先株式）  
（擔保社債）

### 第九章 産業組合 (Genossenschaft)

商事會社は上流商工業者の企業形態であるが本章に述べんとする産業組合(協同組合)は中流及下層階級、即ち勞働者、手工業者、農民、又時としては大地主の共同企業形態である。此組合の根底となつて居る原則は現今の國民經濟活動の基礎を或程度まで變更せんとするものにして極めて注目すべきものである。實に合名會社及株式會社に於ても既に經營を支配し且つ可能ならしめたものは單に利己的營利衝動のみではないけれども、此衝動が尙主要の位置を占めて居ることは明かである。然るに産業組合は其經營を事務的に行ひ、幼稚なる組合員を商業的に訓練するものであるけれども、而も其根底に置かれる所の精神は常に同胞的精神にして其心理的並に道德的要素は會社とは全然異つて居る。而して産業組合の發達したる範圍を見るに近世的營利衝動が充分に發達するに至らずして尙共同的感情の盛なる方面にある。又近世の經濟的發達に脅されたる階級にある。即

ち都鄙の舊中産階級は舊經營形態を守つて衰滅するか、然らずんば技術上、商業上自ら教育し且つ組合の力によつて其目的を達するか、二者何れか其一を撰ばなければならぬ必要に迫られたのである。又彼等の内既に没落して賃銀労働者となつた者は商品及び住居に就て暴利を貪られ、賃銀を低下せられ、掠奪に遇つた。又農民、殊に小農の如きは近時經濟上の新傾向により種々の壓迫を被つた。即ち強慾なる家畜所有者、地主、買集商人の爲めに無條件に破滅せんとし、又東部の地主は全然ユダヤ人の執事に左右せられ、此手を経ずしては何等の賣買も出来なかつた。於是此濫用と危険に對する最初の反動として是等の階級の間組合を生ずるに至つたが、是れ技術の進歩によるものであるけれども、又新資本主義階級の壓迫増加に對抗せんとする試みでもあつた。此結合は産業組合制度の階梯であつて是によつて破壊的危険を防止せんとし、都市企業者の資本主義的、商人的營利社會と對立する一の獨立組織となつた。此組織に依つて労働者、手工業者及農民階級は防禦壁を作り、其背後に集合し、階級利益を擁護し、又争闘に於て破るゝことなく、高等なる經濟生活の利益を漸次に確保することが出来た。其目標は最初は明白に

は知られなかつた。過激なる理想主義が久しく混入したけれども、これは大なる力を解放し、大指導者を得る爲めには必要であつた。自助及組合的精神の使徒たるシュルツエ・デーリツチ Schulze-Delitzsch 及ライプアイゼン Raiffeisen の如き、社會主義者及半社會主義者なるロバート・オーエン R. Owen 及ブエチエ Buchez の如き、又基督教社會主義者なるモーリス Maurice ラッドロー Lullow ホリオーク Holyoke フーバー V. A. Huber の如きは活潑なる煽動運動の陣頭に立ち、これに依つて人間の動機と經濟組織を悉く改革し得べしと信じなければ、此理想の成就したのは僅に一部分に過ぎなかつた。蓋し世界は急激に變化するものでなく、又實業界の事は理想的動機のみに基づくものではないからである。又所謂自助 (Selbsthilfe) の意味は當事者が全然上よりの組織と指導とに甘んずることなく、假令上級者より刺戟を受くるとも自ら男性的の活動をなすといふに外ならない。此運動を激勵せる高尚なる同胞的精神の理想主義的奔流は唯夫自身の力に依つて効果を擧げたものでなくして又同時に階級意識の覺醒、現行制度の濫用に對する急進的憤激、利潤及配當の獲得、良質低廉の貨物、良き販路及高き賃銀に對する希望を伴つたので

ある。凡そ世の運動にして未だ嘗て高尚なる動機と低級なる動機との混合せざるものはない。唯必要なるは此混合せる動機によつて人類を管に經濟上のみならず、又道徳上及社會上にも向上進歩せしむることである。即ち勞働者、手工業者及農民の思想感情に適合し而も同時に彼等を必要なる程度に於て資本主義的制度に慣熟せしめて此尙半ば素朴にして半ば自然經濟的なる人々を實業的に訓練すること、少くとも先づ其指導者を斯くならしむる所の新しき事業形態の發見が必要である。

斯くて産業組合 (Genossenschaft, société coopérative, provident and industrial society) は幾分既に一八二〇年——一五〇年に試みられ、一八五〇年——七〇年にはイギリス及ドイツに起り、七〇年以後續いて各文明諸國に多數の成立を見たが是は主として地方的性質を有する組合であつて其組合員は最初専ら貨幣經濟に習熟せざる非營利的中下層階級であつた。彼等は多くは小額の賦金により、屢々強制貯蓄の方法によつて小額の資本を集めて、營利及經濟の促進を目的とする共同事業を設立した。組合の資本及組合員數は株式會社の如く確定せず、其重心は資本に非

ずして人的結合にある。産業組合は合名會社の如く二人乃至五人の社員を一事業の爲めに結合するに非ずして數十人、數百人の組合員を包擁する。又組合は株式會社の如く資本の蒐集に重きを置かず、且又一流の實業家及技術家によつて其事業を營むのでなく、中産者、手工業者、教師、農民等が其職業の傍ら理事、監事として管理を行ふ。併し組合員總會は株主總會よりも遙かに重要な意義を持つて居る。——吾人は今先づ(a)各種の組合を觀察し、(b)其本質及組織を説明し、最後に(c)統計及成績を擧げるであらう。

(a)組合の目的は種々雜多にして組合員の數及出資額亦區々である。消費組合 (Konsumverein) は組合的小賣業であつて組合員に價格相當の純良品を販賣し、幾分は又自ら生産し、之によつて利益を收めんとするものである。消費組合は私人小賣業に比すれば顧客の確實といふ點に於て大に勝つて居る。消費組合が實際に初めて成功せるは英國ロッチデールに於ける二十八人の貧織工が一八四四年に組織した組合である。當時小賣業は一般に腐敗墮落し、ふしだらな掛賣や高利貸的の掛賣が行はれ、商品は變造せられて而も其値段が高かつたから、夕方にのみ開く

所の組合的店舗の素人らしく不完全ではあるけれども正直なる經營法が非常の成功を収めた。斯くて消費組合は漸次に發達して労働者より中産階級、官吏、其他の各階級に擴がり、英國の消費組合の如きは一八六二年に既に共同卸賣をも開始し且つ或種の貨物を大規模に生産するに至つた。ザード(Gilde)の一九〇四年に於ける計算に據れば十六ヶ國に於て一萬一千の消費組合があり、中歐の七ヶ國に於ては八、三三八の組合ありて四五百萬の組合員を有し、約二十億フランの商品を販賣したと。而してザードは附言して、多數諸國は一般に戸數を計算せる故五百萬の組合員は事實上二千五百萬を意味すると。又大英國に於ては百九十萬戸即ち全人口の四分の一が組合に加はり、組合員が住民の殆んど全部を占めて居る地方も少くない。社會主義的労働者團體が消費組合を基礎として立ち且つ其團體員に加入を強制する場合には消費組合の發達が殊に著しく、斯くてベルジックに於ては一九〇六年には約二十萬戸の組合員あり、デンマークに於ては組合數一千、組合員數十五萬に達した。フランス及びドイツに於ては近時中産階級の消費組合と労働者の消費組合とが其中央組織に於て分離した。ドイツに於ては労働者側の

“Zentralverband” は一九〇二年には五〇三、一九〇五年には七八七の組合を有し、其組合員は各々四十八萬及七十一萬に達した。中産階級側の“Allgemeine Verband”は一九〇二年には三三二、一九〇一年には二六〇の組合を有し、其組合員は夫々三十一萬及二十萬に上つた。而して管理の根本原則に至つては一般に略ぼ同様であつて、即ち純良品の市價販賣、現金取引並に購買額に應ずる利益分配の方法を實行した。尙法律の許す場合には組合員以外にも販賣することを得て其加入を誘ふのである。

消費組合と相並んで新組合制度の兩翼をなすものは前貸組合(Vorzchlussverein)及貸付金庫(Darlehnskasse)である。消費組合は最初英國に於て起り主として労働者の便を圖つたが、前貸組合及貸付金庫はドイツに於て中産階級、手工業者及小賣商の爲めに起り、後には大に農民に便宜を興へた。都會に於ける前貸組合はシュルツ・エ・デーリツチの創立にして田舎の貸付金庫はライファイゼンの案になるものである。元來資本に乏しき者は信用なしには成功することが出來ない。或は高利貸に掛つて失敗するものあり、或は又慈悲的信用組合あるも未だ不充分にして却

て害を及ぼした事もあつた。於是自助に基く小手工業者及農民の組合的銀行が起らざるを得なかつたのである。シユルツェは貸付を希望する者は連帯責任に依つて信用を調達しなければならぬといふ原則から出發して組合員に月賦に依つて其持分を取得することを強制し、以て一八五〇年——七〇年に組合をして急激なる發達を遂げしめた。斯くて前貸組合は當時全く機關銀行を有せず、貯蓄銀行亦信用を與へなかつた都會の小商工業者を引付けたのである。一八六五年には既に八三九のシユルツェ式前貸組合があり、一八七五年には一七二六、一八九五年には約二八〇〇に達した。組合の約半數が其報告を送つたが是に據れば一八九五年には其組合員數五十萬以上、自己資本一億二千五百萬マルク、借入資本四億六千七百萬マルク、貸付十六億五千九百萬マルクに上つた。更に一九〇五年には一千二十の組合の報告に據れば其組合員數約六十萬、自己資本一億八千七百萬マルク、積立金二億五千六百萬マルク、借入資本九億一千八百萬マルク、貸付三十億九千四百萬マルクに達した。即ち各組合は三百萬マルク以上の貸付をなし、平均二三十萬マルクの財産と五六百の組合員とを有して居る。此數字は都市の前貸

組合が幾分大資本主義的銀行となつたことを示し、又組合の或物は自ら株式會社に變化した。尙一八九〇年以後新に特殊の小手工業者銀行が設立せられたが是は寧ろ田舎の貸付金庫若くは一八五〇年——六〇年頃のシユルツェ式組合に類似して居る。

ライプアイゼン式の村落貸付金庫(Dorfkasse)は基督教的組合精神を力説して個人主義的營利心を排斥したる點に於てシユルツェ式と異つて居る。即ち此組合には持分がなく、利益配當もなく、又理事者も無報酬にて充分なることを信じ、村落全體の目的の爲めに不可分の設立基金を集めて新式の貨幣經濟的共有財團 *Allgemeine Kasse* を作らんとした。此組合は手形信用を少しも與へないが長期信用は躊躇せぬ。又是は金融と購買及販賣組合、機械買入とを兼營した。而して此組合員は農家に限り、又其慣習的生活法を支配したけれども連帯責任と高利貸排斥とはシユルツェ式と同様である。此組合は急激なる發達を遂げなかつたけれども漸次大規模に行はるゝに至つた。即ち此の如き制度は農民の精神的、道德的並に經濟的水準に適合し、一八八〇年以來此金庫の重要なることは政府其他に認められたが、

一八八九年の新産業組合法實施と共に貸付金庫も亦多く是に準據し、漸次シユルツエ式との對立、相違及争ひは消失した。

一八八五年——九〇年にドイツに於てはライプアイゼンの關係せる貸付金庫約七八百と其他の貸付金庫五六百、合せて千三四百に上つたが一八九〇年には田舎の貯蓄並に貸付金庫が一七九〇、一九〇〇年には九七九三、一九〇五年には一三一八一に増加した。尙一九〇六年夏には他の農業的組合と合して約二萬に達し、テイース *Teiser* は最近十年間に三萬に上るであらうと言つた。ドイツ農業的組合の二大聯合會たる *Reichsverband* (ダルムシュタット) と *Raiffeisenverband* は一九〇五年に合併した。前者は其主義に於てはラ式よりも寧ろシユ式に近いが其根本思想に至つては兩者同一であつて金庫は對人信用を與ふる村落金庫でなければならぬといとした。田舎では是以外に健全なる信用機關を起すことは到底不可能である。經營者は能力と個人的知識と時間とを有し、信用を與へ又は拒絶しながら其村落の道德上並に經濟上の教育者となるのである。又貸付金庫は最便利なる貯蓄機關にして貯蓄の獎勵者である。各村何れも貯蓄並に貸付金庫を有する時代も到

來すべく、其既に存在する場合には村落の經濟生活の支配的中心となつて居る。

オエスタライヒ、ウングアルン、北部イタリア、スキス及スカンヂナヴィア諸國に於ても貸付金庫が發達し、ポーゼンのポーランド人地方に於ては是は大排獨組織の中心點となつた。

消費組合及貸付金庫以外の組合は單に補充的の意義を有するに止り、其發達は遙かに遅れた。原料組合 (*Rohstoffgenossenschaft*) は手工業者及農民の爲めに原料及附加材料を買入れ、之を便利且つ低廉に供給する。此組合は田舎に於ては屢々又機械及道具の販賣をも引受けた。又組合が農民より其産物を買取る場合には販賣組合 (*Verwertungsg.*) 穀倉組合 (*Kornlaug.*) 等となる。尙更に賣店組合 (*Magazing.*) は都會の手工業者、例へば指物師の製品を公衆へ販賣する役目を引受け、加工組合 (*Werkstg.*) は小生産者又は中農、大農より技術の困難なる部分を引受け且つ屢々其販賣も行ふ。例へば水車組合、パン焼組合、屠殺場組合、果實販賣組合、家畜組合の如き是である。近時乳酪組合 (*Molkereig.*) が著しき發達を遂げ、葡萄組合 (*Winzerg.*) も多少發達した。是は乳酪、乾酪及葡萄酒の製造を技術の完全なる共同製造所に集中し且つ

組合員の爲めに販賣をも行ふ。建築組合 (Bricks) は二種ありて一種は單に資金を集めて是を建築の爲めに組合員に貸出し、他の一種は組合自ら家屋を建築して組合員に賃貸若くは賣渡し、又は大共同貸家を建築して組合員に優先的に貸與する。是等の組合中には國民經濟組織の全體から見て重要な意義を有するものも少くない。例へばパン焼組合及水車組合は消費組合若くは農業上の組合と關聯して其數は少いが一大經營となつたものがある。今パン焼組合を略述せんにパン焼は今日尙屢々家庭の主婦及公設パン焼所の仕事となつて居ることがあるけれども五割乃至八割は從來久しく小手工業者の仕事となつて居り、而して是は最も普遍的にして有利な仕事の一である。蓋し貧民は其収入の四分の一をパンに支拂ひ、又パンの販路は一定不變であるからである。現今平均人口三百人乃至千三百人に付きパン屋(親方及助手)が一人ある。然るに小規模のパン焼業は經費多く、不潔にして且つ屢々過度の競争が行はれる。反之機械を使用するパン焼工場は約七割五分方低廉であつて而かも良質のパンを供給することが出来るけれども其普及は甚だ緩漫である。然るに消費組合は其販路確實なる故此パン焼工場を

設けるに極めて適當である。プレスラウの市民消費組合(一九〇三年には八一七七八人の組合員あり)は百人の職工を有するパン焼工場を設け、三百萬マークの賣上あり(組合の總販賣額は一千三百七十萬マーク)従つて職工一人に付三萬マークのパンを供給したることとなる。而して他の四十二ヶのパン焼組合に於ては職工一人に付一萬八千七百マークのパンを供給した(マンネス Mannes に據る)。ベルジック其他の社會主義的消費組合は先づ其パン焼工場を恃みとしてパンの購買を組合員に強制し、市價にて販賣して其より得たる莫大の利益は之を各組合員の買入高に應じて分配する。ガンに於けるヴォールウイト (Vooruit) 消費組合は一八九七年に六千の組合員を有する大組合であるが、一八九六年には四五百萬軒のパンを販賣し、其大パン工場の利益から彼の有名なる呉服店、靴工場、藥局、香料店が産れた。斯くて組合はガンに於ける社會民主的勞働者階級を支配し、又ブリユッセルのメーゾン・デュ・プーブル (Maison du Peuple) も全く同様である。後者は一八九七年に一萬五千の組合員を有した。是等の場合には政黨と勞働組合と産業組合と救濟資金制度とが一に合體し、組合は逃れ難き連鎖を以て勞働者を束縛し、強情なる者に



對しては金銭上大損失を伴ふ所の除名を以て脅迫する。此の如きは弊害と見るべきものであるけれども又他方經濟上並に政治上勞働者を訓練し、教育するといふ効果がある。ガンに於ては天才的社會主義者にして實業家なるアンズル *Ansul* が專制的頭首として組合を支配し、彼は三四千フランの收入を得るも、若し彼が資本家の重役となりしならば恐らく十萬フランをも得たであらう。今日迄彼は其專制を非とする争に於て常に勝を占めたが之は一部は其人格により一部は此民主的組織に於ても尙貴族的官僚的要素に許さるべき地位の存することによるのである。

農業上の産業組合中水車組合及パン焼組合が如何なる成績を收めたか、又穀物の購買組合及販賣組合が成功したか否か又其程度如何は茲に説明しないが兎に角大なる功績を上げることにはなかつた。然るに乳酪組合は農民の組合として一大發達を遂げた。ドイツに於ては一九〇五年一三六七組合あり、其組合員十三萬、搾取牛乳一、六四六百萬リートル、財産五千六百萬マーク(之は一二四七組合に對し)、従つて一組合の財産二十二萬マークに達する。此ドイツに於ける發達は未だ初

期にあるも、デンマークに於ては著しく發達した。デンマークに於ては一九〇四年に乳酪組合一〇五七あり(組合に非ざる乳酪業は僅に一八八)組合員十五萬に上り四千二百五十萬チェントナーの牛乳を受入れて百五十八萬チェントナー、其價格一億六千八百萬マークのバターを製造し、バターは大部分組合の商標を附してイングランドに輸出せられた。イングランドの輸入バター中デンマーク品は四三・四%を占め、其價格一億九千五百五十萬マークに上る。尙此外に肉類輸出組合(組合員六七、二〇〇人)は同年六千百十萬マークの輸出をなし、又鶏卵輸出組合(組合員三三、〇〇〇人)は四千四百四十萬マークの輸出をなしたのを見れば、是等の組合がデンマークの國民經濟に對し如何に重要であるか、明かとなるであらう。三者合して二億二千八百三十萬マークの輸出をなし、總輸出額四億マークの五七%を占めて居る。

吾人は産業組合が事情によつては大經營的生産に成功すべきことを大乳酪組合及大パン焼組合によつて知つた。併し多數の勞働者を直接生産事業に結合する所の所謂生産組合(Produktive)の發達せざる原因は明白である。即ち生産組合

は概して信用と資本と技術的知識を欠き、商業的手腕を有する管理者なく、又屢々組合員に服従の念薄き爲めに内部の軋轢を生み、遂に衰退するのである。反之數十人の怜悯なる農民が共同製酪場を作り、又數百人の組合理事者が大購買店、共同工場若くは中央信用組合を設立する場合は其事情が全然異り、茲には經驗と信用と資本を有する優秀なる指導者と組合職員が集る。ガンのヴォールウイトが大工場を設立したのはパン工場に於て長年の經驗を積んだ後であつた。此の如きは組合制度の最高頂を示すものであるが、茲には詳説せず、次章に於て再論するであらう。尙吾人は此組織を有する産業組合が大經營及巨大經營に迄發達すること、及必ず中央貸付金庫と貨幣市場との結合が生すべきことを力説する。要するに産業組合の九割は既存の經濟機關及事業に取て代るものではなくして此機關及事業並に家族經濟に對する補助機關たるに過ぎないのである。又組合員は之によつて其地位及生活方法を變化することなく唯集會を開いて監事及理事を選擧し、資金を集め、管理者を監督するに過ぎない。

(b) 産業組合の形式は最初實際生活及慣習によつて定まり、後成文法となつたも

のであるが、其法律上の形式は幾分合名會社に據り、又幾分株式會社に則つて居る。けれども其精神に至つては全く是と異り、舊時の同胞的氏族制度に關聯する。吾人は今此精神を研究し、是と關聯して組合に極めて必要な連帶の性質を略説し、而して組合の組織に就て二三の説明をなすであらう。

毫も道德的制限なく利己的にして且つ露骨に營利衝動に驅られる所の一般事業界に於ては、各人は各自の爲めに動き、各人は其同胞に對抗すべく、而かも同胞の爲めに憂ふるを要せず、(jeder für sich, jeder gegen seinen Bruder, und den letzten beißen die Hunde) といふことを格言とするに反し、産業組合は、各人は全體の爲めに、全體は各自の爲めに、(einer für alle und alle für einen) といふことを其標語とする。前者には無制限の生存競争があり、後者には組合員相互の献身のみならず組合員以外に對しても眞實公正なる相互主義と正直とがある。一は利己主義にして一は同情心である。一は弱者の抑壓にして一は弱者の向上及教育である。此傾向を最明白に現したものは事業に對する全組合員の連帶責任である。組合の發達は各人相互に面識あり、又相互に尊敬し援助せんとする意思のあることを前提とし、且つ同等

にして相識ある少数者の範圍に適合する。而して組合は常に利己主義的の大都市に於けるよりも寧ろ小都市、村落、山間に於て其發達が著しい。即ちドイツ中部市の手工業者及小商人、イングラント西北部山間の熱心なる清教的織物工及工場労働者、優秀なるフランス工業労働者及手工業親方、又近時ライン・ヘッセン及西部ドイツ並に其他のドイツ農民は實に組合運動の中核にして連帯に對する道徳力を持つて居る。加之彼等は先見の明を有し且つ事業に習熟し、又其企業をして隆昌せしめんが爲めには必ず近世的金融及信用と商人的簿記及利益計算と確實なる現金拂を基礎とし、貯蓄強制といふ克己心を必要とする所以を理解して居る。

今日産業組合は尙概ね三十人乃至三百人の組合員を有するに止まり、組合員は同一土地若くは其附近に居住して其生活、財産及性質を相互に熟知する。組合は適當なる者のみに加入を許し其團結は舊時の共同團體的精神に據つて居る。然るに組合員の數が増加して一千となり、又二萬以上に達し、大都市に居住し若くは多數地域に散居するに至つては連帯責任が現代の道徳的、心理的前提と矛盾するに至る。實際上消費組合に於ける連帯責任は信用組合に於ける程必要でなく、又

貧者には連帯責任を可とし富者には制限をすることが普通である。ドイツに於てはシユルツエの努力により一八八九年迄は官廳の産業組合登記簿に登録せられたものは悉く連帯責任であつたが此年に至つて他國の先例に従ひ有限責任の産業組合をも認めて組合制度を上流階級にも及ぼし、又組合の聯合會を作ることをも可能ならしめた。此規定は今猶施行されて居るけれども實際上連帯責任による場合に組合が多く繁榮し、又ドイツ産業組合の大多數は今尙連帯責任である。

産業組合の組織と管理は組合員數、其素質、及連帯責任によつて定まる。意思決定機關は組合に於ても亦總會であるけれども其總會は慣例上株式會社に於けるよりも頻繁に開かれ、又遙かに痛切なる利害關係を有する故其勢力も大である。無限責任の場合には各組合員は一ケの持分を有するに過ぎない。而して責任の如何に拘らず、又持分の多少に論なく總て組合員は總會に於て平等の決議權を有する。總會を支配するものは資本と其多寡とに非ずして人格の威望と論旨の良否とである。尙持分は概して小額にして二乃至十マークに過ぎざることが屢々あるけれども近時は又百、二百乃至五百マークに上るものもある。組合の膨脹と

共に總會は無能となり、事業の隆昌と共に理事の勢力が大きくなる。通常二三名の組合員が理事となり、五七名が監事の職務を執る。是等の役員は小組合に於ては概ね無給にして組合員として連帯責任を負ふ。又有給の計算係其他の職員をも組合員となして連帯責任を負はしめることが出来る。無給職員及有給職員の範圍並に其選任の方法及任期は屢々論せられたが、要するに問題は最も知識ある優秀組合員の忠實なる組合的犠牲精神及才幹と組合事務並に商業上に經驗ある忠實なる有給職員の智識とを結合することである。而して監事の行ふ監督は検査役の定期検査によつて其實を擧げる。此検査役制度は先づ英國に起り、後ドイツにも及んでシユルツエの推稱する所となり、組合聯合會に採用せられ、一八八九年の法律改正によつて強制せられることとなつた。尙組合を地方聯合會に組織し、大代表者に集中することは組合の發達を均等ならしめ、又組合精神及事業上の連帯性を強くし、且つ支持するに與つて力があつた。又破産並に理事及職員の背任行爲は組合に於ては株式會社及大個人企業に比して遙かに少數である。――

(c) 以下吾人は組合の統計を更に二三擧げるであらう。大英國は元來消費組合と建築組合の國土であつて中産階級及農民に對する貸付金庫は甚だ少い。米國亦同様にして今日迄主として乳酪組合、建築組合及電話組合があるに過ぎない。イングランドに於ては一八三〇年既に約三百の消費組合があつたけれども未だ不完全なるものであつたに相違ない。其後一八五四年には三百(組合員二萬五千)一八八八年には一、二〇四(組合員八十萬)に増加した。又一九〇三年には各種組合計一、七〇一あり、其中報告をなせるものが一、六六〇にして組合員數二百十萬、持分資本五億四千萬マーク、取引高十七億八千四百萬マークに上つた。而して其内消費組合は一、四八一、其組合員百九十萬、持分資本四億六千二百萬マーク、賣上高一億六百萬マークあり。又二個の卸賣聯合會は一、四一一の加入組合と二千六百萬マークの自己資本と五億一千四百萬マークの賣上高とを持つて居る。又建築組合は一八八七年に二、四〇四あり、其組合員六十萬人、自己資本三千萬マーク、他人資本一千五百萬マークに達した。

フランスに於ては一九〇四年チードの計算に據れば生産組合三二八、消費組合一、九四〇(其内六五一)はパン焼工場を經營するのみのもの、又北部の消費組合は概

して社會主義的である建築組合五六、信用組合一〇三八あり。ベルジックに於ては一方にライプアイゼン式の農業的組合あると共に他方には社會主義的消費組合があつて其數一九〇六年には一六一、組合員二十萬、賣上高二千四百九十萬マーカーに上つた。此組合の特色は前述の如く政黨と労働組合と救済資金制度の結合せることである。而して是と對立して舊教的組合があるけれども其統計は不完全である。又イタリアに於ては國際産業組合同盟の報告書に據れば一九〇二年に組合二千五百、組合員六十萬、資本金六千二百七十萬マーカー、取引高四億八千五百萬マーカーに上り、其内消費組合九四八、信用組合三九六、各種農業的組合數百あり。

ドイツに於てはクリューガーに據れば次の如し。即ち一九〇六年一月一日に中央金庫を除いて登記済の組合總數二四、六五二、其内信用組合一五、一〇八、農業原料組合一、七〇二、乳酪組合二、八二六、消費組合一、九二二、建築組合七一四あり。又組合員は約三四百萬に達し、ドルムシュタットの帝國聯合會のみにて百六十萬あり。而してスキス、オエスターライヒ、ウングアルン、オランダ、スカンデナヴィア諸國に於ける組合の發達はドイツの次に位し、大體に於てゲルマン諸國はラテン諸國に先

じて組合の發達を見た。尙國際産業組合同盟會議に於てはインド、ジャバ、ロシア、日本、南アフリカ、米國の産業組合が問題となつたけれども此古き制度と新しき計畫とに對する注意が西歐に於けると同様の結果に導くべきか否かを判断することが出来なかつた。上述の如く歐洲に於ける組合の發達が國に依つて相違あることは今後も尙消滅することなかるべく、殊に是は貸付金庫制度に於て甚しく、例へば英國に於ては貸付金庫は殆んど存しない。

要するに産業組合は其隆盛なる諸國に就ては株式會社に劣らざる状態にありと言ふことが出来る。貴族的富豪的の株式會社に對して産業組合は民主的平民的の對象である。株式會社には近世的商人的の制度、上流資産階級、利己的營利衝動の最高の發達があるに反し組合に於ては主として中流及下層階級が、又農業が商業及工業に對抗して半ば理想主義的の共同經濟組織に従はんとする企圖が存し其範圍は全然未知數である。シドニー・ウェブ夫人 Mrs. Sidney Webb が其英國組合運動史に於て英國消費組合より他日全く利己的利益追求のなき完全なる民主的國民經濟が成立し得るであらうといふ希望を發表したけれども勿論多少の

疑を存して、識者は客觀的に見て到底此説に従ふことは出來ない。併しながら組合運動は確實に中流階級及労働者階級に發達し、又幾分既に稍々上流の農民及消費者にも普及して其効果を擧げた。産業組合の一般的意義は正直なる事業格言と現金拂と節約とが行はれること、高利貸及不正品を排除すること、中流及下層階級を事業上並に道徳上に教育すること、營利衝動と同情的組合的感情とを巧みに結合することにあつて、是等を基礎として組合が成立し發達するのである。而して組合が充分に好成绩を擧げた場合も尠くない。

ドイツに於ける如く組合が農業を基礎として成功した場合には中小農階級、又幾分は大農階級も之によつて其状態を一變した。即ち組合は高利貸を排斥し、確實なる大販路を<sup>提供</sup>し、其個人經濟を良好ならしめ、全階級に商業的、技術的、經濟的教育を施し、以て之に國民經濟上優秀なる地位を與へた。又組合がドイツに於ける如く都市の中流階級に適切なる信用上並に其他の援助を與へた場合にも同様、其優良分子、又時には其以下の者の地位を向上せしめ、且つ實務的教育を與へた。尙労働者階級に對する組合の効果は更に大なるものがある。即ち産業組合は社

會民主的労働者團體に對して政治運動及労働組合以外に幸福増進を圖る所の極めて好都合なる組織を提供した。労働者は産業組合によつて他の兩運動に於けるよりもよりよく企業に伴ふ困難と其前提とを知るであらう。組合は最初社會民主主義を盛ならしめることがあるけれども同時に又其民主主義を合理的、現實的ならしめ、労働者を上流階級に接近せしむる。就中労働者は組合によつて凡そ經濟上の進歩を遂げんが爲めには或貴族的並に官僚的の力を養成し、又心ず見識ある指導者に服従する必要があることを學ぶであらう。労働者及中流階級は總て此組合の經驗によつて配當金の重んずべきことを知るであらう。尙此兩階級は組合員の七割乃至九割を占め、殘餘の組合員は純然たる思想上の共同者に過ぎないのである。

産業組合は組合員たる多數中産者及労働者を俄然一變せしむる力はなく、徐々に確實に技術上、事業上、社會上に向上せしむるものである。組合は多數の新機關を設けて之に近世的經營を施し、又多少は完全なる中、大經營をも有し、而も經營、組合員資格及持分に就ては之を最下層階級迄達せしむるものである。組合は現在

の健全なる中、小經營を維持し且つ大個人企業者と無産者との間の社會的間隙を填充する。組合は良き意味に於ける保守的要素であるけれども専ら社會の進歩に貢献し且つ尙大なる將來を持つて居る。

産業組合及其聯合會は近世社會の下半部を占め、大財産なく又個人經營及營利會社に於て指導的地位を有せざる人々の一大團結を作り、漸次大財産と大利潤とを有する資本主義的社會と同格に對抗するに至るのである。而して此團結は益々勢力を得て實業家貴族並に産業組合以外の勞働者團體と同格に進むであらう。産業組合に於ては一切の利潤獲得、一切の利益配當が排斥せられるのでなくして利潤追求が高等なる動機によつて制限せられ、即ち組合に於ては「金の積を得んとする争闘」(Tanz um das goldene Kalb)が緩和せられて合理的經濟管理となるのである。

## 第十章 企業の集中

—現代企業集中の傾向、即ちカルテル(Kartell)、ヘタイリグング(Patelligung)、フーシオン(Fusion)、コンビナチオン(Kombination)及トラスト(Trust)。

多数の商人、企業者が市場に於て活動する場合には好んで屢々或は競争を行ひ或は協定を結ぶことは既に第一章に説明したる所にして、競争か協定かの問題は國民性、市場事情、心理的並に物質的前提條件、法律規定の如何によつて定まる。競争を輕減又は排除し、高き價格を維持し、外部の競争を避けんが爲めに彼の商人ギルド及仲間組合が起り、又十五、六、七世紀の大商人團體及家内工業者組合が作られた。十四世紀乃至十七世紀の制規會社は共同經營によつて互市場に於ける供給過剰を避け、又舊時の製鹽場は需給の適合を圖つた。ハレに於ては十六、七世紀に藩主が毎土曜日製鹽業者を召集し、來週の製鹽量を決議した。更に十七、八世紀の商人、問屋、手工業者は共同して大に供給を制限し、其結果遂に自由競争論が起るに

至つた。アダム・スミスが公衆に對する企業者の陰謀を説いたのは總て是等の舊制度による獨占、價格引上、排他的傾向を考慮したからであつた。又總て個人主義的啓蒙思想が是等組合及團體の廢止を要求遂行したる時には是等の弊害を考へたのである。かくして彼等は最早是等の制度が昔相當の理由あつて發生したることを全然眼中に置かなかつた。一七五〇年——一八七〇年に至つては是等の組織は舊時の技術的、社會的並に交通關係より發生したるものにして、最早當時の時勢に適合せず、又技術の完全なる新大企業を發生せしむる有爲の實業家の努力を妨ぐるものとのみ考へられた。誠に自由行動と自由競争とは當時最も必要欠くべからざるものであつた。而して人は此一時的に必要なりし政策を法律上、經濟上永久の眞理と取違へてしまつた。併し經營の宜しきを得たる新企業、即ち商業及び金融業が内外に互る大競争の結果發生したものであることは人の知る所であつた。此自由競争を促進し、商人及生産者の聯合を困難ならしめ若くは禁止することが一七八九年——一八七〇年には國民經濟の究極眞理なりと考へられたのである。併し既にローマ法及其後の法律が一切の價格協定を禁止せんとし

た事は屢々あつた。

兎に角當時の事情に適合したる此立法によつて競争が盛となり、企業精神が活躍するに至つたが、未だ一切の市場協定を全滅せしむることは出来なかつた。例へば舊仲間組合の如きは法律が全然之を禁止するか若くは其資産を組合員の分取に任じた場合にのみ解散された。フランスのパン屋及肉屋の仲間組合は忽ち又カルテル類似の競争調節機關として許された。又フランスの中流企業者の組合 (Syndicat) は既に一八四〇年——一八四年に發生し、殊に一八八四年法律が之を認めて以來多數の成立を見た。ドイツに於ては一八七九年以來新仲間組合運動が起り、夫々地方聯合會を作つたが、又之と相並んで大工業の組合が發達し且つ其地方聯合、中央聯合組織を作り、書記長、大事務局、機關雜誌、新聞、商業會議所、議會、政府、大會は此組合の經濟的特殊利益を増進する手段として用ひられた。農業及商業も亦之に後れず同様の組合を作つた。而して基礎の薄弱なる内閣が成立したる場合には是等の組合は着々其勢力を増進した。利益代表機關として國法の下に設けられた所の商業會議所、農業會議所、手工業會議所も亦事實に於て此運動を助長



するといふ結果を生じた。ドイツに於ては強制災害保険に關する法律が出来た爲めに大工業家は一種の全國同業組合を組織するに至つた。

労働者が労働組合を組織したる場合には必然的に企業者も對抗的聯合を作つた。要するに一八四〇年——七五年には有らゆる方面に於て徐々に企業者及び事業の聯合組織が発達し、一八七五年以降益々盛となつた。是等聯合は合法的の目的を追求し、組合員の利益の爲めに有利有效なることが認められた。然しながら是等聯合は尙概して價格、販路及競争の調節を爲すまでには至らなかつた。蓋し一は法律が之に反對したると、一は其時代精神に矛盾し、切迫せる實際的必要がなかつたからである。

然るに一八五〇年——七三年の好景氣時代と之に次ぐ數年間の不景氣時代を経て事態は一變した。市場は普く擴張せられ、供給過剩を來し、再び好景氣を迎ふるの望は遠く、過度の競争が數年間繼續した。そこで唯同業組合の集會に於て同業者の利害を議論するに止まらず、更に進んで販路及競争の調節、價格の協定、並に充分なる利潤と相當の資本利子と労働者の失業防止とに對する考慮を爲すこと

となつた。而も此の如き企圖が古來屢々大規模に行はれたことに就ては何人も知る者なく、唯若し之を行へば獨占を生じて不法となるといふ漠然たる感情を持ち、出来る丈秘密裡に其計畫を進行した。然しながら危機は愈々切迫し遂に解決に至らしめた。

斯くして一八七五年以後、殊に八十五六年以來著しく多數の Vereinigung, Konvention, Association, Ring, Kartell, Allianz, Fusion, Verschmelzung, Trust が發達した。何れも數個の企業が市場に於て共同一致の歩調を取る爲めに聯合することを主眼とし、競争の排除又は緩和、價格の調節及利潤の増加を以て最終の目的としたのであつた。是等各種の聯合中には短期のもの、例へば取引所に於て商品の買占賣惜により又は強氣及弱氣の思惑によつて一時的に價格を支配せんとする所の商人及投機師のリング Ring 並に公債其他の證券の共同引受及賣出の爲めに作らるゝ銀行シンヂケートの如きものもあるが、其以外の永續的のもののみを取つて見れば三種に分類することが出来る。

(一) イングランドの Agreement 及 Association アメリカの Pool ユニットの Kartell, Konvention,

及 Syndikat は契約により特定の期間、既して半年乃至五年若くは十年間企業を聯合し、各事業の経済的獨立を完全に維持しつゝ市場を調節せんことを目的とする。

(二) 次には營業方針の統一を目的とする大小企業の密接なる結合があり、各企業は全然合體して巨大企業を作ることはないが、唯小企業は大企業に從屬するこゝとなる。

(三) 所謂 Trust 及 Fusion (合同、イギリスでは又 Association と呼ばれることあり) 之は獨立の企業を全然合併して一體となせるものである。

右は集中運動の階梯であつて、同一團體が甲の形態より乙の形態へ變化するこゝともあるが、三個の形態は夫々法律的性質の相違、集中の程度、其組織の強弱及持續性如何によつて截然區別せられる。此集中の形式は國民性、事業慣習及立法に從ひ各國夫々相違して居るが、其成立の根本原因及最近の傾向に至つては全く同一である。而して散漫なる形態が不充分であることが明かとなり、密集的形態を作ることとは珍しくない。今之を順次に説明せん。

(一) 第一種の集中形態は一地方の企業者が相謀りて數週間又は數ヶ月間同一

の販賣條件及價格を維持せんとするものである。是は通常秘密に行はれ、殊に法律が刑罰を以て禁止する場合には無論秘密でなければならなかつたが、近時は一步を進めて公然契約を締結し、其結合を強固にすることゝなつた。即ち英國では紳士協定 (Gentlemen Agreement) なるものがあつて、例へば一八六〇年——一八〇年頃の英國製鐵業者の紳士協定からアソシエーションが起つた。ドイツでは此の如きものを一般にカルテルと呼び、フランス及びベルジックではサンヂカ (Syndicat) と謂ひ、用語は未だ一定せぬ。然れども大體今日カルテルと謂へば獨立の販賣者時には又購買者の營業方針に關する一時的聯合といふ意味に解せられ、其目的は獨占でないとしても所謂「不健全なる競争」の制限にある。然しながら各事業は協定以外の事項殊に内部の事柄に就ては依然獨立を保持する。カルテルは一八七五年以來景氣の變動と競争の壓迫とを受けた所の大企業に發生し、之によつて年々の利潤及配當を平均せしめ、且つ大資本の危險を防止せんとしたのである。

カルテル發展の階段は次の如く簡單に示すことが出来る。(一) 掛賣、支拂條件等の協定。(二) 原料買入の最高價格、製品販賣の最低價格の協定。(三) 宣誓を爲すこと

及協定違反の場合に罰金を課すこと。即ち預け置きたる手形によつて罰金を容易に徴収し得るも多くは不充分である。故に(四)地方的境界線を設けて販路を分割し、繩張りを犯すものは處罰する。(五)請負の場合に共同一致の處置を採るべきことの協定、即ち一工場のみ申込をなし、他は假令申込をするも其は體裁に過ぎぬこととする。(六)從來の生産能力に應じて各工場の生産額を定むる協定。之は一般的に生産を限定するものと、唯國內販賣にのみ關するものとある。而して豫定標準以下の生産を爲したものに補償金を與へ、標準以上の生産を爲したものに罰金を課することもある。尙景氣の變動に従ひカルテルは或割合の生産制限を命ずることが出来る。此生産額の協定は多く價格協定と合併して行はれる。(七)以上の協定で尙不充分なる時は生産物の販賣を悉く中央本部に委託する。此中央本部は共同の代理店であることあり、又或は参加工場のみを株主とする獨立の株式會社であることもある。斯の如くカルテルは其發達に従ひ漸次目的が擴大し、結合が強固となり、組織が嚴重となるのである。

カルテルは競争及價格の調節、獨占及大利潤の獲得といふ直接の目的以外に大

規模の研究所、圖書館、情報部を設け、技術上の進歩を獎勵し、交通設備を改良し、外國貿易の促進を圖り、又政府、議會並に輿論の力を利用することもある。

カルテルの法律上の形式は或は正式の社團たることあり、或は單なる契約關係に止まることあり、又特に株式會社、産業組合、若くは有限責任會社たることも屢々ある。共同販賣を行ふ場合には大抵獨立の商館を設け、契約により之とカルテルとを結合する。組合員の數は區々であつて、僅に四——一〇に止まることあり、又八〇——一〇〇に達することもある。ドイツのカルテル調査は一九〇五年に三百八十五のカルテルに就て詳細なる報告を集めたが、之に加盟せる企業は一萬二千にして、即ち平均一カルテルに三十六七の工場がある。一八八〇年代の初にドイツカルテルは約五十であつたが、現今は五百以上に達するであらう。而して一度カルテルが出来ると傳染的作用を生じ、其附近にある事業及之と取引する事業も聯合の必要を感じ、既存のカルテルによつて結合が強固となる。蓋し此場合には生産と價格とに就て容易に共同の處置を採ることが出来るからである。

聯合の設立は決して容易でなかつた。到る處に傳來的慣習あり、自由競争の福

利に對する確信あり、又屢々法律の反對ありて、聯合を無効或は不法なりとし、禁制の商業制度なりとした。又仲間組合及び週市の時代より存する舊法があつた。然しながら米國及英國に於ては法律がドイツよりも遙かに組合の發生に對して妨害的であり、又オエスタライヒ、フランスでも同様であつた。併し又各國共に習慣慣例の力も同じく強かつた。

國民性の個人主義的色彩が強い程カルテルは妨害を受け、殊に其はイングランドに於て甚しかつた。又事業組織の相違、並に自己の秘密を洩らし若くは自由行動を束縛することを嫌ふ傾向も大障礙となつた。而してカルテルの失敗せるものは成功せるものよりも遙かに多く、其失敗の原因は組合員が秘密に廉賣を行ひ、又利に迷ひて決定的時機に聯合を脱退するものを生ずるに至つたからである。米國に於ては此理由と峻嚴なる法律との爲めにドイツに於けるが如きカルテルの發達がなかつた。米國に於ては一八九〇年以來各州及聯邦はいづれも舊來のコンモンロー以上に嚴重なる法制を作つた。イングランドに於てもコンモンローと商慣習及自由貿易の爲めに妨害を受けた。反之オエスタライヒ及ベルジ

ックに於てはドイツと同様の發達を遂げ、フランス其他大工業の發達少き諸國に於ては久しく唯カルテルの端緒を見るに過ぎなかつた。各國共に最初は名聲と地位の強固とを自負する大事業は聯合に加はることなく、一八九〇年頃のカルテルは強者に對抗する弱者の聯合と稱することが出來た。然しながら有力なる人物によつてカルテルの作られたる場合には常に當該地域若くは全國に於ける、又同種事業に於ける競争者を悉く引寄せんことを努め、或は勸誘、交渉を行ひ、或は各種の利益より除外すべきことを以て強迫し、又或は加入者に特殊利益を與ふる等種々の手段が講せられたのである。而して此手段が屢々功を奏して生産額の六割乃至八九割以上を占むる事業が参加し、今日では最大の工場も之に加はる様になつた。斯くて類似の代用工業なく、又外國より輸入のなき場合には或程度の獨占を生ずるに至る。保護關稅國に於ては輸入は困難なるが故に大體に於てカルテル及トラストの發達が容易である。ドイツの大カルテル中石炭シンデカート及加里シンデカートは保護關稅の利益を蒙らざるも鐵工業は此利益を享けて居る。

大量品、代替品、即ち原料品及半製品の方面では聯合の成立最も容易にして且つ古くより行はれ、一八九二年——一九〇三年以來全盛に達した。一九〇五年の内務省統計に據ればドイツ石炭業、鐵工業及化學工業には夫々十九、六十二、四十六の聯合あり、其他煉瓦製造業には百三十二の小カルテルあり、鑛業二十七、纖維工業三十一、硝子工業十、製紙業六、皮革及護謨工業六、木材工業五の聯合がある。併し此統計は不完全にして聯合は何れも絶へず變化し、其強固なるものと雖も常に解散を以て脅されて居る。これカルテルは短期のもの多く、且つ例へば外部の競争が新に起つた場合等には事情によつて脱退を許すといふ條款があるからである。ドイツ工業は近年大カルテルの繼續に關する動搖から脱しなかつたが是等大カルテルは國民經濟の大部分を支配し、其安定を掌るのである。今茲に聯合制度の長所短所を論ずる前に其組織と經營の困難に就て一言せん。

凡そカルテルは自由の合意に基くものである。事業の買収や株式市場の投機又は新會社設立によつて成立するものでなくして指導者の巧妙なる勸誘により、又全體の利害が我儘と短見なる利己主義とに打勝ちたる場合に成立する。從て

其際には資金の調達、水割及發起人利得、株式の公募等は問題とならない。共同販賣所が株式會社の形式で設けられた場合にも組合員の離出する少額の資本金のみで足り、大なる配當を期待することはない。此場合問題となるのは唯優秀なる指導者である。即ち非凡の見識、大手腕、強き粘着力と發見力を有する人士によつてカルテルが創設せられ、極めて穩健に經營する國土的才能によつてのみカルテルの經營を中正ならしめるのである。これは一種の自由組合であり、それが爲めに又困難を生ずる。而して組合員が略ぼ同等の者のみである場合には容易に組合が發展するけれども、組合員の利害が異なるに從て成立經營も困難となる。其内に於ては必ず常に對抗甚しく、金錢上の利益のみを欲する組合員は一時に巨利を博せんとし、好景氣の場合には急激の騰貴を望み、不景氣の場合には下落を拒む。然るに先見の明ある指導者はカルテルの存在理由、又獨占の根據が此の如き態度と兩立せざることを知るが故に之には反對しなければならぬ。即ちカルテルは好景氣時代に余り急激に暴騰せしめざる爲めに存し、又斯くしてのみ不景氣時代の暴落を緩和し得るのである。然るに利益配當のみを渴仰する短見の組合員は

これに氣付かず、國土的經營者を嘲つて「穩健居士」(Masigkeitspostel)と名付けた。斯くてカルテルの内部に於ける争が激烈となつた際には一切の大問題は平和なる少數の顧問又は理事によつて決せられずして、一時的の總會又は大委員會で決定せらるゝ事となる。又其争は單に價格の引上、引下に止まらずして、新設競争工場への加入、注文分配の標準、各工場擴張の許否、或巨大工場に特惠を與へ組合員の權利平等の原則を破るべきか否か等が爆藥となり、絶へず聯合を脅威するに至る。故に慧眼なる専門家、例へばフェルカーの如きは、現在のカルテルは尙一層重要な大組織に至る中間階梯に止まることを懸念した。其新組織は單純なる大株式會社或はトラストである。トラストは專制的大制度であり、其首腦者は全權ある總理事にして大富豪であるから、これがカルテル以上のものであることは容易に理解し得るであらう。更に大經營の狂信者、取引所及び設立業務の賛同者は大トラストを組合的にして比較的小規模なるカルテル以上のものと讚美して居る。

然しながらカルテル就中ドイツのカルテルの如きは一の大進歩であつて、又必然的の有効なる組織である。殊にドイツ最大のカルテル、即ちライン・ウエストフ

アレン石炭シンデカート(組合員約一〇〇、其産額十萬トン乃至八百七十五萬トン)製鋼業組合、加里シンデカートの如きは第一流の組織的、國民經濟的經營である。斯くてドイツの大工業が一致して世界市場に出現することは國家の發展上喜ぶべきことであり、又斯くて國際競争に對し賢明にして秩序的の組織を採ることが出来る。カルテルを組織することによつて當該工業及び工業地域は大發展を遂げ、而もアメリカ式トラストの設立に伴ふ不便と弊害は殆んど生じない。カルテルの行ふ價格の調節は景氣の變動を輕減し、投機を抑へ、恐慌を短縮微弱ならしむ。斯くてカルテルの主要任務は一般經濟生活特に販路、價格、勞働者雇傭の安定を得せしむるにある。唯カルテルが此社會的任務を果すと共に企業者の特殊利益を圖るといふことは當然の反面であつて、カルテルが其勢力と獨占的地位を濫用したるや否や、又其程度如何、並にカルテルが現行の法律秩序を大に混亂するや否やは共に現代の大問題である。

若し之に對して正當且公平なる解答を與へんとすれば自由主義的の商人、若くは工業關係者の見地に立つてはならない。自由主義的商人はカルテルを昔時の

悪弊の復活又は新なる独占への墮落なりと考へ、之に對して警察的取締と禁止法規を求め、無恥横暴なる独占暴利を攻撃し、自由競争と營業自由の消滅を認める。又工業關係者はカルテルの價格調節は自由契約によるのであるから調節が如何なる程度迄行はれても独占を生ずることはない、又若しカルテルがなければ全事業は不健全なる競争の爲めに滅亡するであらうと主張する。然しながら客觀的に之を見ればアダム・スミス以來輿論と立法とが主張した所の廣義の營業自由、經濟的自由が今や既に大部分消滅し若くは制限せられんとすること、及カルテルが久しく禁止せられた昔の組合制度に類似せることを否むことは出來ぬ。例へば販路の分割、價格の協定の如きは舊時行はれたる所の地域制限及公定價格に類似し、又各生産者に平等の販路を確保せしめんとする傾向は仲間組合の手段に大に似て居る。

然しながら今のカルテルが昔の組合と同性質なるや否やは此に論ずるの要なし。唯問題は需要供給の秩序的調節を努むる所の社會的制度を如何なる事情の下に於ても排斥すべきか否かに存する。現代は此制度を否認して居る。蓋し今

の政府は社會的市場調節を事實上悉く破棄したからである。然るに現代は景氣の動搖と價格の變動に對して救済に努め、而もカルテルは舊時の仲間組合、都市國家の行つた所の強制的調節以上に多くの利益を有し、又實驗の價值ある自由調節を試みんとするのである。勿論此事は種々の弊害を伴ふ。而もカルテルが大勢の必要に應じて發達したる自然的、非人爲的の新制度たることを知らば、吾人は唯一概に之を忌避することを止めて、先づ其弊害の排除に努むべきである。

問題の中心はカルテルの價格決定である。カルテルによつて商品の價格の變動が減じた事は何人も否認することは出來ないが、之と同時に大體に於て價格が騰貴した事も亦確實である。そこで次の問題を生ずる。即ち價格調節の目的の爲めには僅少の騰貴で充分ではないか、又不況の場合には尙大なる値下げをなすべきではないか。一例としてドイツの炭價を舉げんにウエストファレンに於ては一八六一年——八八年には一トン四・七一——六・六〇マークであつたが、カルテル成立以來一八九三年——一九〇六年にエツセンに於て七・五——一二・五マークになつた。勿論價格騰貴は一部分賃銀と諸設備の騰貴に因り、又一八六一年——

八六年の価格は屢々損失を招いて居つたのである。然しながら果して之が爲めに三——六マークといふ暴騰が必要であつたか。ウエストフアレンに於て一トナーマークの炭價騰貴は精製工業及消費者にとつて一八九三年には三千五百萬マーク、一九〇五年には七千五百萬マークの費用増加を意味した。石炭並に銑鐵及半製品の騰貴は所得分配の變化を生ずるばかりでなく、一般工業殊に精製工業の存立條件を動かし、其結果は其等工業存立の困難が叫ばれるに至る。於是カルテルが通常以上に價格を騰貴せしめ、従つて又國民經濟に害を及ぼさなかつたか否かの問題が生ずる。カルテルを組織せる工場の利潤が大に増加した事は一の標準を示すものであつて、従て工場の持分は騰貴し、例へばビスマルク伯鑛山會社の持分は一萬二千マークより七萬四千マークとなり、コンソリダチオン會社の株式は百四十マークより四百五十マークとなつた。勿論カルテルに参加せるものゝ持分が悉く此の如く騰貴したのではない、又騰貴の一部分は個々の管理がよろしきを得たる爲めである。然しながら大體に於て石炭カルテルの理事なるキルドルフ Kirdorf の自ら唱ふる如く「石炭業の價值はシンデカーットの保護によつて驚

くべき上騰を遂げた」のである。

從來の經驗によれば一度獨占が生ずる時は經營者が過度の價格引上の誘惑に打勝つことは極めて稀である。そこで次の問題が益々強大となる。即ち消費者又は一般公衆はカルテルの經營に就て代表者を出すべきではないか、又専門家を集めて公開審理を遂げ、正當なる價格を宣告する價格訴願裁判所 (Preisbeschwerdeinstanz) が必要ではないか。若し之を欲せぬならば國家はカルテルの内部又は外部に於て價格を引下ぐるに足る丈の炭田を取得して自ら經營しなければならぬ。いことは恰も加里聯合の場合と同一である。然しながら此の如きは少數の工業に於てのみ實行の出来る方法である。

何れにしてもカルテル取締の爲めにカルテル法 (Kartellgesetz) によつて帝國カルテル局 (Reichskartellamt) を設けなければならぬ。此官廳はカルテル登記簿を管理し、一切のカルテル及類似の組織は之に登録することを要し、若し登録せざる時は處罰せらる。又カルテルは一切の重要規定、決議及定款變更を報告するを要し、カルテル局の質問に對して眞實の解答をなすべき義務を課せられなければならない。



之によつてカルテル局は重要事項を公告し、斯くて從來の如くカルテルに關する事項が秘密の裡に葬らるゝことはなくなる。此制度の基礎は一九〇二年——五年のドイツカルテル調査並に其出版物によつて生じた。而して此カルテル局によつて始めて次の大問題を解決する根拠を提供することが出来る。即ち競争の排除は如何なる程度迄進むべきか、如何なる競争が不健全であるか(現今のドイツ裁判所の判決は競争制限の手段を悉く適法と看做すものゝ如し)、カルテルの顧客が其カルテル以外の生産品を購入したる場合に顧客に對して以後價格の割増を要求し若くは其顧客と取引を斷つべしといふ契約を如何に制限すべきか、從來獨立せる商業をカルテルの附屬機關とする場合に如何なる程度迄之を行ふべきか、カルテルは如何なる程度迄輸出價格の引下を許さるべきか、又如何なる程度迄輸出奨励金等を許さるべきか、ドイツの商業政策及關稅政策を或は加勢し或は妨害するが如き強大なる國際的カルテルの發達を如何なる程度迄許すべきか。

上述の方法によつて初めて急進黨の主張する社會主義的根柢解決法、即ち總てカルテルとなれる工業を國有に移すべしとの主張を斥けることが出来る。此一

般工業の國有は國家に困難なる職分を課するが故に決して有利なものではないのである。即ち工業の國有は當然國際貿易の職分を國家に課するに至るのであるが、此任務に對しては今日のカルテル經營者が官吏に比して遙かに適任であることは疑を容れない。

大體に於て今日カルテルの可否を斷言することは出来ぬ。唯過去に於けるカルテル經營の完全不完全、可否を論ずることが出来るに過ぎない。カルテルは其經營者が中庸にして國士的に、又深慮と自制とを以て經營を行ひ、且つ組合員が此經營に堪えた場合には今日既に成功の域に達して居る。カルテルは歴史上必然の一過程にして、生産及國民經濟の統一的、計畫的經營を目的とする一方法である。而も之は先見の明ある公正の方法である。然し又カルテルには危険と弊害とがある。吾人は之に抵抗する必要がある。然らずんば一層急進的にして危険多き方法が出現するであらう。蓋し需要供給の集中を増進し、社會的に指導する所の何等かの形態に達せんとする目標は變化しないからである。

ドイツは他國に比して遙かに盛にカルテルの發達を見たが、其は結局ドイツが

英國と共に産業組合運動の先頭に立つたと同一の理由に基くのである。ドイツ人は國民性及歴史的運命によつて最訓練ある國民となり、經濟生活に於ても亦隊伍を整へ、自由の合意によつて協働するの能力がある。ドイツに於ては赤裸々の營利衝動と無制限なる富の命令權とは他國に於ける如く發達せず、又之がなくても經濟上の集中を遂げ得られた。勿論ドイツに於ても此要素を全然欠く事の不能なるは明かである。

(二) カルテルとトラストとの中間に一の企業集中形態がある。之は既に第六章以下に説明したが茲に之を分類して統一的に觀察せん。

(a) 支店、販賣店、銀行の預金所の設置。又醸造業者、酒商が酒舗を買收して強制的に自家の飲料を取扱はしむることによつて大事業を擴張することがある。又多數の小賣業者が製造家又は卸賣商より仕入代金の前貸を受くる事により從屬的關係を生ずる場合も同様である。マクロスターは英國の一大製鐵及製線工場を引用せるが、其報告に據れば該工場は安定せる販路を得んが爲めに其主要顧客たる諸會社の株式を買入れ、其株主としての勢力を用ひて常に其生産品を外國品の

競争の爲め妨害を受くることなくして一定の顧客に賣捌かんとした。茲にも亦確定不動の販路維持と自由競争排除の一形態が現はれて來て居る。

(b) 産業組合及普通の小賣商人階級に於ては集中は下より上に發達した。即ち共同買入、共同販賣、共同金融、共同信用調達の爲めに聯合した。而して個々の地方的小組合の中央組合に對する關係は概して小組合が中央組合の持分又は株式を引受所有し、中央組合は専ら小組合の利益の爲めに業務を營むのである。又小賣商人の組合は幾分産業組合に對抗せんが爲めに之を真似たもので、共同仕入を行つて卸賣商人及旅行販賣人の如き中間機關を排除せんとするのである。吾人は前に英國の卸賣聯合會(Großverkaufgenossenschaft)に就て説明したが之は現今消費組合の存する何れの國にも起つた。ドイツ消費組合のハンブルヒ卸賣聯合會には一九〇六年(第十三期)に四五百の消費組合が加入し、夫々五百乃至一萬九千マークの持分を所有して居る。又此卸賣聯合會は聯合會の持分を買入るゝこと能はざる多數の微力なる小消費組合に對しても均しく販賣する。一九〇六年に於ける拂込濟持分は合計八十萬マーク弱にして、配當金は二三八、六〇五マークを支拂つた。

其賣上高は一九〇二年二一五、一〇六、四六、五百万マークに上つた。ドイツの農業的産業組合はグラバイン Grubain に據れば一九〇七年七月に中央信用金庫四十二、中央購買販賣組合二十六、中央販賣組合二十六あつた。其内三十五の中央信用組合は一九〇六年末合併してダルムシュタットのライヒスフェアバンドとなり、其經營資本二億六百萬マーク、取引高三十一億四千九百萬マークに上つた。ノイグイーダーの中央貸付金庫は經營資本一七、二、株式資本八、五、組合員の預金五〇、四、銀行に對する債務一五、八百萬マークに達した。二十五の中央購買販賣組合亦ライヒスフェアバンドに加入し、一九〇六年九千五百八十萬マークの賣上をした。プロイセン中央組合金庫は五千二百四十萬マークの基金を有し、一九〇六年——七年には之に加入せる地方聯合會五十三あり、其組合數合計一四、六三三、組合員數合計百四十三萬に上り、其取引高は一八九五年一四一、一九〇〇年四、〇一〇、一九〇六年一一、九二二、百萬マークに達した。一九〇五年度の年報に於てクリューガーは一九〇六年一月一日に於ける中央組合及重要組合合計百十七を擧げた。此外尙酒類中央會、農民同盟、ドイツ農會等別個の集中があるが茲に其組織を詳細に研

究することは出来ない。要するに是れ企業界に於ける一般的集中傾向に屬するものである。

(c) 參加 (Beteiligung) 同盟 (Allianz) 利益共同組合 (Interessengemeinschaft) 株式及取締役の交換、監査役の兼任、數年數十年に亘る供給契約等の形式に於て事業の共同及競争の回避の爲め最近二十年間に聯合せる株式會社其他の大企業は著しき多數に上つた。殊に聯合せる各事業から生ずる利潤を共同のものとして之を各事業の資本に従ひ又は收益率に相當する比例に従つて分配する場合には其團結並に聯合に對する利害關係は甚だ深いものである。監査役の兼任に就ては前述したが、現今ドイツに於て十五乃至四十以上の監査役を兼任せる人士はベルリン、ハンブルヒ、ケルン、マンハイム、ライントランド、ウエストフアレンに於ける事業界の代表的人物にして多數の企業に對し累積的、指導的、統一的影響を與へんと企て、居る。又既に説明した所のドイツ銀行の同盟(註二)も亦此方法によりたるものにして、其他のベルリン大銀行も同様の努力をした。ドイツ銀行は全國に互つて二十銀行と同盟を結んだが、ダルムシュタット銀行は六、割引會社は十八、ドレスデン銀行及び

ケルンのシャープハウゼン銀行組合の聯合は十五の銀行と同盟した。斯くてドイツ銀行は其資本力を二九七・一〇百萬マールから七四七・〇四に、ダルムシュタット銀行は一四三・六四から二九七・八九に、割引會社は二二七・五九から六三三・四六に、第四の兩銀行は四八四・四九から五五八・六六に増加した。加盟銀行は總て尙其地方的獨立の地位を保つも一般にベルリンの大銀行より指揮を受け、ベルリン大銀行は加盟銀行の株式を所有し、二三の取締役及監査役を出して其勢力を確保する。而して大銀行は此同盟によつて其危険を緩和し、新しき大銀行競争を防ぎ、工業地方に於ける其勢力を増大せんとした。又此方法によつて産業組合及小工業の支配權を得た場合もある。例へばドレスデン銀行はゾエルゲル・パリジウス組合銀行及フハルツ銀行(何れも産業組合)と同盟し、斯くてシユルツェ式前貸組合の首位を占むるに至つた。同様にベルリン商業會社はポーゼン州に於けるポラント人の組合に對して事實上の中央本部となつた。尙加盟銀行は同盟によつてベルリン大銀行の優勢力の侵害を被ることなく又地方業務より排除せらるゝことを免かるゝものと信じ、又同盟によつて大取引と大利潤に参加することを得た。

(註一) 本書一四二—一四四頁参照

上記のベルリン四大銀行の數字はドイツエコノミスト(一九〇七年八月十日)より轉載したものであるが、不完全にして例へば子會社の全部を含まない。今吾人は此子會社の説明に移るが、これは上述の結合の一變種にして一層密接の結合と從屬の存するものである。

(d) 親會社(Muttergesellschaft)子會社(Tochtergesellschaft)の關係は巨大なる設立銀行、電氣會社、其他の株式會社が其業務の一部門又は特別業務を分離して、形式上は合名會社、有限責任會社若しくは株式會社として獨立せしめ、而も實質上は株式の所有、長期の賣込契約又は役員の人的結合によつて其指導を掌握せんとする場合に生ずる。米國に於ては大工業會社が製品の販賣若しくは或新特許權の利用を法律上別個の會社に委ねることが屢々ある。斯くすれば或は起り得べき不利なる判決は單に其子會社に效力を生ずるに止まり、親會社には何等影響を及ぼさない(スローブ)。ドイツに於ては親會社子會社の組織は最も多く大電氣會社及輕便鐵道會社に應用せられた。以下之をレーエ・コンツェルン(Löwekonzern)及アルゲマイネ電氣會

社 (Allgemeine Elektrizitätsgesellschaft) (A.E.G.)の歴史によつて説明するであらう。

ルードキツヒ・レーエは一八六九年アメリカの經驗に基きベルリンに裁縫器械工場を設けて大に成功したが、間もなく貨幣鑄造、武器及火藥製造の機械、並に道具及製作機械の製造が加へられ、且つベルリンの四大銀行より益々大なる信用を得て活動した。此關係によつてレーエ・コンツェルンが成立し、レーエの技術的指揮と四大銀行の財政的指揮の下に立つた。一八八八年以後はロットワイル、ハンブルヒ及びケルンに於ける火藥工場と聯合を結び、レーエと共同でカールスルーエに於けるロレンツ薬包工場を六百萬マールにて買収し、レーエは其内三百萬をレーエ工場 Fabrik I. Loewe & Co.の新株を發行して支拂つた。又一八九〇年にはウングアルンの武器工場に就ても同様の處置を採つた。一八九一年にレーエは市街鐵道を建設せんが爲めに一アメリカ會社及ミュールハイムのチツセン商會と共に合同電氣會社 (Union Elektrizitätsgesellschaft) を設立し、此會社は二十五ヶ年間一切の電氣機械及裝置をレーエ工場に製作せしむる義務を課せられた。其後又子會社として一八九四年には電氣企業會社、ロシア電氣組合、オエスタライヒ電氣組合

が生じ、一八九九年には獨米電信會社が設立せられた。又一八九六年にはベルリン、オーベルンドルフ、ブダベスト、ヘルスタールの武器工場が合同せられた。而して子會社は幾分獨立の發達を遂げたが、其機械を主として親會社より買入れ、親會社は子會社の資本金の相當部分を出資し、親會社は順次に増資し、斯くて子會社の箱詰制度 (Schachtelsystem) が成立した。遂にレーエの合同電氣會社は一九〇四年一六年にアルゲマイネ電氣會社 (A.E.G.) に合併した。然るに此 A.E.G. は一八八三年ラテナウによつて獨逸エヂソン會社として設立せられた工場にして、是亦レーエ・コンツェルンと類似の歴史を持つて居る。最初はエヂソン及其特許によつて立つたが、其後此關係は巨額の解約金によつて消滅した。又ジーマンス・ハルスケ商會は A.E.G. が其機械一切をジーマンス・ハルスケから買取るといふ約束の下に A.E.G. と聯合し、其特許權の利用を許したが、一八九四年に至つて是亦解約した。於是 A.E.G. は初めて設立銀行、電氣機械工場、多數子會社の親會社として發達を遂ぐるに至つた。其設立せる主要會社の一はベルリン電力會社にして、其資本金二千五百萬マールであつた。而して此ベルリン電力會社は一九一五年にはベルリ

ン市に移管さるべきものであるが、其時迄は(一)使用機械は一切A.E.G.に製作せしむること、(二)増資毎に新株式の半額を平價にてA.E.G.に譲渡すること(是等の株式の時價は二百マーク以上に上つて居る)、(三)大なる報酬にてA.E.G.の役員をして管理の任に當らしむることを必要とした。斯くてA.E.G.は多數の同様なる設立と子會社によつて一九〇五年には三十二の株式會社及有限責任會社を支配し、外國に六十二の事務所と、二十六の建設事務所と、十七の技師隊と、二十九の海外代理店とを有するに至つた。既に一九〇〇年迄にA.E.G.は二百四十三の電力會社と七十の電氣鐵道とを建設し、其に要する機械及装置の注文を自由競争によらずして設立の方法により若くは市街鐵道の買收所有によつて引受けた。斯くて容易に動力の電氣化を行ひ、完成の後其株式を賣却した。故に子會社の所有若くは參加は幾分は唯一時的のものに過ぎないが、重要且つ有利の子會社は之を確實に維持した。而してA.E.G.は合同電氣會社との合併により *Allgem. Elekt. Gesellschaft Union* といふ新名稱を有する巨大會社として完全に電氣事業の第一位に進んだが、此合併以後其組織は一種のトラストとなつた。茲には親會社子會社の説明を目的と

する故にA.E.G.の研究は之にて止め、以後の發達は後に説明するであらう。――

〔近時リーフマンがドイツに於けるベタイリグング、利益共同組合、親會社子會社の形式がアメリカに於けるトラストと同一の作用を爲しつゝある事を指摘したのは正當である。〕此事は後に説明せん。

(三) 吾人は第七章乃至第九章に於て企業の擴大、多數人の經營上の容喙が如何なる困難を生ずるかを示した。内部の軋轢を避け、指揮經營の統一を圖ることが如何に重要なるかは合名會社及株式會社が既に之を示し、産業組合及カルテルに至つて益々明白となつた。又本章(二)に説明した制度は大企業及巨大企業に於て各部分の經營に就ては獨立を保たしめながら重要事項に就て統一を圖らんとするものである。然るに此複雑にして軋轢を生じ易き企圖と相並んで簡單なる一的手段がある。即ち一人若くは極めて少數人の專制的統一にして、此人士は多數の經營と工場とを有する巨大企業の全資本に對する自由處分權を掌握する。トラスト及フージョン即ち是である。

トラスター即被信託者に關する英法のアメリカに於ける應用は其手段を指示

する。英米のトラステーは他人の財産を第三者(財團、家族、婦人)に代つて絶対自由権を以て管理し而も其者の爲めに利益を生せしむる所の被信託者の一小集團である。米國に於て一八八〇年以來同一生産業を營む多數の株式會社を少數の主要事業經營者の獨占的支配の下に置かんとした場合に參加せる各會社の株式をトラスト委員に引渡し、委員は之に對して信託證書を發行した。斯くて此外部に現れざる少數の被信託者は數十の株式會社を自由に處分することが出来る。トラスト設立者は之を秘密に行はなければならぬ。蓋し最初より此形式が各州及聯邦の法律に違反せざるや否や、又如何なる程度迄適法なるか、疑問であり、且つ斯くて株式會社に對する多額の租税を免れることが出来るからである。而してトラストは秘密に事を行ふ故に其暴虐無頓着なる指導者は非參加者の不正なる策略と無慈悲なる壓迫とを恐れなかつた。一八九〇年以後に設けられたるトラスト取締法は却て其秘密性と濫用とを大ならしめ、愈々隱蔽を深からしめたるが、間もなく所謂トラストは事實上の變化なくして形式上單一なる株式會社となるに至つた。二三の州、殊にニュー・ジャージー州に於ては此方法を法律にて許容

した。即ち自ら生産を營まずして唯他會社の株式を取得する所の株式會社を許可した。斯くて一方には直接多數の經營を指揮する巨大株式會社と他方には加盟會社の株式の過半数を取得して從來のトラストと同一の目的を達する持株會社(Holding Company)とが成立した。後者の特徴は持株會社の管理する株式會社が形式上依然存続する點にある。勿論事實上は持株會社の機關に全然從屬する。一般には此新しき組織も亦トラストの名稱を有し、アメリカより歐洲全般に普及した。現今一般に巨大株式會社、殊に競争の排除、且つ結局獨占を目的として同種若くは類似並に補充的の數ヶの企業を統一的指揮の下に置かんとする巨大株式會社、從てドイツのフージョン及英國のアマルガメーションも亦トラストと稱せられる。米國に於ては慣習と法律が少數大株主の無條件的支配を他國に比して容易ならしめ、且つ一般に當然の事と認めたる故に既に説明したる如き例を生じた(註二)。さればトラストは君主專制的制度にして、カルテルは相互的民主的制度なりといふ見解は一般に廣く行はれて居り、又其見解は不當ではない。即ちトラストは合同的組織を有し、カルテルは聯合的組織を有する。カルテルに於ては加

盟者は就中其技術、監査役、取締役及職員に就て比較的獨立を保つもトラストに於ては此獨立は存しない。即ちトラストは直ちに設備の劣る工場を休止し、最大の分業によつて或部門の仕事を最適なる工場に集中し、中央本部より技術、生産、販賣を指揮命令する。又トラストは服従的使用人を有するに止まり、カルテルに於けるが如く我儘なる獨立組合員を一致せしむるといふ困難を伴はない。アメリカのトラストの技術上、經濟上能率の高きは主として此集權的、君主的組織に起因するのである。

(註二) 本書一九五頁参照

吾人は既に製鋼トラスト (Steel Corporation) を説明したから(註三)茲には更に石油トラストの發展に就て一言せん。

(註三) 本書一五〇——一五一頁参照

米國の油田はペンシルベニア州ピッツバーグの北東にある。而して原油汲上の事業は最初は勤勉なる小企業者の手にあり、今尙主として然りである。彼等は少額の資本を以て五〇〇——一〇〇〇メートルの油井を掘鑿する。此鑿井事業

は冒險的にして、噴油せる場合にも尙持續するか否かは常に疑問である。故に石油トラストは漸次油井を買収したが、尙大部分は此事業を私人企業及小會社に委任し、彼等は土地所有者に對して石油トラストが賠償せざる限り産額の八分一を提供しなければならなかつた。最初是等の小生産者は簡單なる方法にて原油と鹽水とを分離し、之を現場で商人若くは附近の小精油所に賣却した。故に若し困難なる運送問題がロツクフェラー及石油トラストによつて彼の如く巧に解決せられなかつたならば此價低く且つ運搬の困難なる産物に就て容易に大事業が起らなかつたであらう。ロツクフェラーは既に一八七〇年代に其精油所を數ヶの主要加盟工場の中心點となさんことを考へたが、一八八一年に至つて Standard Oiltrust を設立した。斯くてトラストは直ちに最上の需要者となり、殆んど唯一の原油買取人となつた。蓋しトラストは原油を低廉に海岸に運んで精製し、此安價なる精製石油と副産物とを以て世界市場を征服することを知つて居るからである。即ち石油の價格はトラストの成立後次の如く下落した。



原油一ガロンに付

精製油同

一八七一年

一〇、五二<sup>セント</sup>

二四、二四<sup>セント</sup>(差一三、七二)

一八九三年

一、五〇

六、七二(差五、二二)

トラストはロツクフェラーの支配する鐵道會社より最初は正當であり、後には不當にして詐欺的となつた運賃割引を受け、又其後石油輸送管を設けて専用し、之によつて石油の運送、精製、卸賣を獨占したが、此獨占は利潤大にして又何れの競争をも抑壓した。故に小生産者及精油所のプール(Pool)カルテルなりは到底此トラストに對抗することが出来なかつた。又常に同質にして廉價なる良副産物を伴ふ大規模の精製業は海岸に於ける資本と技術の完備せる大工場に於て最もよく成功した。而して一八八一年成立のトラストは聯邦及各州の排トラスト法の結果一八九二年三月二十一日解散して二十の株式會社となつたが、其最大の會社は直ちに他の十九會社の株式を買收した。斯くて九千萬弗の資本金を有し“Standard Oil Company of New-Jersey”と稱する巨大の持株トラストが確實適法の形式に於て成立した。此トラストは今や七八十の工場を管理し、アメリカ産石油の八割四分

乃至九割を精製する。其株式は一億ドルと稱するも少くとも五億五千萬ドルの價值を持つて居る。一九〇七年には原油産額の六分の一を占むるに過ぎないが、其石油輸送管は延長四萬マイルに達し、精製及卸賣に關して獨占權を振つて居る。トラストは一八九六年——九八年の三年間に九千四百四十萬ドルの配當をなし、一九〇〇年及一九〇一年には四割八分及四割五分の配當を行つた。而してロツクフェラーは全財産の二割七分を占め、殘餘は六千人の株主の所有である。十年間の配當金は五億八千百萬ドルにして其内ロツクフェラーは一億五千九百萬ドルを受けた。一九〇六年六月三十日の新排トラスト法は一般に公正にして相當なる賃率を強制せんとした。此法律に基いて石油トラストに屬する所の一支會社が起訴せられ、一千四百六十二の違反事件に對して各々二萬ドル、合計二千九百二十四萬ドルの罰金を科せられた。尙其後四千二百七十二事件に就き十回の起訴があり、總計八千五百四十四萬ドルの罰金を科せらるべき件が起つて居る。然るに裁判所は此手續によつてロツクフェラー自身に責任を負はしめることが出来ず、又二千九百二十四萬ドルの支拂を強制した事を聞かない。遂に聯邦裁判所は

此判決を破棄した。——

然らば此トラストに對して如何なる批判を下すべきか。米國に於てもトラストよりもブル多く、トラストの數は左程多からず、又多くは歐洲のカルテルに比して獨占の程度低く、例へば製鋼トラストの如きは平均全産額の五割を占むるに過ぎない。然しながらトラストはアメリカの經濟生活の最重要分子である。一億ドル以上を支配するもの數十あり、一億以下のものに至つては益々其數は多い。既に數年前に米國全財産の四分の一はトラストにあると計算した者がある。而して最重要なる現象は支配權が少數者の手に集注しつゝあることである。二十四人の製鋼トラストの取締役は更に二百の大會社、半數以上の鐵道、大部分の炭坑、保險會社及大銀行を支配し、此二十四人は又自らロックフェラー及モルガンの指揮を受けるのである。——かくして今やトラストに反對する者も亦其能率の非常に高きことを是認することになつた。即ちトラストは技術上並に組織上大進歩を遂げ、自由競争に伴ふ巨額の販賣、運送、廣告、贈賄の費用を輕減し、多數の商業旅行人、番頭、技術者、労働者を不用ならしめた。例へば井スキートラストは八十の加入

工場中六十八を合同後直ちに閉鎖し、残り十二の設備完全なる工場に於て從來の八十工場以上に多額の優良品を生産した。斯くの如くトラストは第一流の人物をして十倍、百倍の能率を發揮せしめ、無能の事業經營者並に設備不良の工場を排斥した。然しながらトラストには種々の犯罪が行はれ、競争者の職員に對して間諜、贈賄を辭せず、工場を爆破し、詐欺と贈賄によつて小事業及び第三者を排斥し、又鐵道及び汽船會社の特惠を獨占した。トラストは公稱資本を實際額の二倍乃至五十倍に増加し、巨額の利潤を得るも配當額の呼値を低くして世人を欺瞞せんとする。トラストは常に優先株及社債の外資本金の三分の一以上を普通株として發行するが、之はトラストの成功せる場合にのみ配當を受ける水割株である。發起人、即ち所謂プロモーター及アンダーライターは時としては大損失を被つたが大體に於て巨利を博した。從來の工場所有者をして實價の二倍乃至十倍の價格を以て其工場を賣却せしむるようによつてアメリカの銀行は大部分腐敗するであらうと主張した。又トラストによる政治の腐敗、直接公然の政黨買収、裁

判官の收賄に至つては更に甚しい弊害である。而して選舉による裁判官の攻撃に對してはトラストの首領は殆んど危険がない。一八九九年のトラスト調査は石油トラスト及其他大トラストの犯罪、醜行、詐欺、奸策の多數を曝露した。其價格政策に於ては技術上並に組織上の進歩に應じ消費の擴張と販路の普及とを目的とする永久的價格引下もないではなかつたが、競争者を破滅せしめんとする場合に唯一時的の引下を行ひ、而して販路が全く確實と信せられた場合には無謀なる引上を行つた。又甚しき超過資本は常に價格を高からしめたが、之は斯くして始めて普通株に利益配當をなし得るからである。

勿論アメリカの事業生活の大部分はトラストに關係しなかつた。ゼンクス曰く、巨額の資本を要する場合、機械と繰返作業によつて均一なる大量貨物が生産せらるゝ場合、從來重量品が甚しく高き運賃を課せられた場合、從來特許及高價なる廣告の爲めに生産が妨害せられた場合にのみトラストが勝利を得たと。又彼は附言して曰く、トラストに關する事實が理解さるゝに従つて益々其勢力は微弱となる」と。然しながら今日迄トラストは事實上米國の政治的並に經濟的支配者である。

ある。ローズベルトのトラスト征伐は殆んど何等の効果がなかつた。タフトは公言して曰く、トラスト制度の改革は萬難を排して遂行しなければならぬ。然らずんば米國は近き將來に於て社會民主的國家となるであらう」と。此の如くトラスト問題は米國の政治的並に經濟的問題中最重要なるものである。公正にして眞に民主的なる國民の大多數、輿論の勢力が此少數金權者流の悪行を排除するに至るであらうとの希望は決して空虚ではない。然しながら此事は專制政治家なくして爲し得られるだらうか、改革は現在の米國憲法の下にトラスト支配者の聰明と富力とに對抗することが出来るだらうか。是が疑問である。――

要するにアメリカのトラストは同國の法律的、政治的、經濟的状態、國民性、莫大なる利潤獲得の機會、大膽なる投機の産物である。世界何れの地に於ても全く同様の事態を生ずることはあり得ない。しかしながら類似の事が他國に普及し、又現に存在することは識者の否認する能はざる所である。

英國に於ては最近十年間に鐵鋼、纖維工業、セメント工業、火藥、ダイナマイト、煙草、砂糖工業に於てアマalgamation及アンシエーションが發生し、又

大なる石鹼トラスト其他のトラスト的組織が計畫されて終に失敗したが、之は英國に於てはドイツ式カルテルよりも寧ろ金融會社に類する傾向が著しきことを示して居る。此金融會社は當該工業の六割乃至九割を一支配の下に置き、集權的獨占を作らんとした。然るに此制度は米國に於ける如く容易には成功しなかつた。蓋し英國に於ては金融上の專制者を持つことを好まず、又容易に之に服従しないからである。例へば前述の Calico Printers Association (註四)の如きは八十名の取締役を有して失敗した。即ちぐにやぐにやの巨獸(a limbering Leviathan)が出来上つたのである。Cotton Spinners and Doublers Association は一八九八年以來三十一工場を包含し、毎日參集する managing directors の權限を狭め、多くの事項を毎週開かれる executive board 又は毎月開かれる general board の議に付さなければならぬこととしたから業務は進捗しなかつた。マクロスターは其名著に於て英國のトラスト組織に就て次の如く述べた。即ち英國のアマルガメーションは無暗に過剰資本を生せしめなかつた場合、確實なる大製造業者が全權を經營者に委ねた場合、又徐々に一步一步新工場を合併した場合には完全に其職能を發揮したと。——然しながら今日尙

存する經營の困難は漸次に自ら芟除せられる。而して英國のアマルガメーションは今日同國の經濟的困難の壓迫を受けて増加し、益々獨占的に進み行くであらう。

(註四) 本書一五五頁參照

ドイツに於ては最近二十年間に一方に於ては大事業間の縦又は横のフージョンと、他方に於てはベタイリグング、利益共同組合、及子會社の合併が大に増加し、之によつてアメリカに於けると同規模の大統一が出来上つた。従て之をトラストの發達と稱するものが屢々ある。吾人は第六章及本章(二)に於て之を説明したが、例へばダイナマイトトラストの如き純然たる持株トラストは極めて少數である。而して其合同の方法も大體に於てアメリカと異り保守的であり、公正且つ緩慢なものである。又フージョンは久しく主として小地域に於て行はれ、例へばニュールンベルクに於ける合同製筆工場及び合同製藍工場の如くである。近來漸次大規模となりつゝあるが尙獨占的性質を帯びるに至らない。就中石炭業及び製鐵業に於ける合同は、假令其合同資本が數百萬數千萬に上る場合にも、多くは獨占で

はない。例へばゲルゼンキルヘン、シャルカーの炭坑及びアーヘン製鐵所組合のフリージョン、チツセン、スチンネス、ハニエル、スツム其他のコンツエルン、フェニツクス、ホエルダー組合及びノルドステルンの合同の如きこれである。是等のフリージョンは今日まで總て石炭シンデカート及び製鐵組合に参加し、これによつて其目的を達せんとし、個々のトラストとして行動しない。將來に於ても此大合成工場が更にフリージョンを作るべきかは疑問である。唯小鑛山及單純工場が大なるものに合併せらるゝことは起るであらう。又現在の大銀行が銀行トラストを作るといふ事はあり得ないであらう。汽船會社の合併は例へばエルベ河航行の汽船會社には實行せられて獨占的地位を占めた。又其他にも同様の實例多く、それが爲めにプロイセンでは國營曳船獨占の目論見があつた。然るに外國航路例へばハンプルヒ・アメリカとロイドは僅かに協定によつて目的を達した。化學工業に於ては大染料工場は極めて確固たる地位を占め、此方面には新競争は不可能であるといふことが出来る。エルベルフェルド、ルードキツヒス、ハーフェン及トレプトウの三大染料工場は利益共同組合を結び、例へば共同の炭坑を買入れたが、此場合

にもトラストは成立せず又小工場を壓迫することもない。唯一九〇〇年——〇四年に大電氣會社が恐慌時代を通過して一大集中を完成することゝなつた。此際數ヶの會社が消滅して二の巨大會社が残された。即ち一方にはジーマンヌ・シユツケルト、他方にはA.E.G.及合同電氣會社がある。後者に就ては既に説明した(註五)。今茲にドイツ電氣工業及其集中傾向の特質に就て二三の注意を與へて前の説明を補ふであらう。

(註五) 本書二六三——二六六頁參照

世界的大會社なるジーマンヌはウエルナー・フォン・ジーマンヌが一八四七年に十人の職工と共に殆んど手工業的の電信線工場(低壓技術)として設けたので、其時彼はグッタ・ベルチャによる銅線の絶縁と其による電信術の實際的應用を發明したのである。旋盤を使用する機械工は永く彼の助手となつて止まり、又彼の工場と並んで多數の小工場が成立した。其後幾多の年數を経て高壓技術の出現した時に初めて大機械と大經營が必要となり、一八七二年にはベルリンに於ける其工場は五百五十人の勞働者と五十人の職員とを有し、他の重要都市に分工場を設く

るに至つた。一八七五年にはドイツ全國に於て八十一の電氣事業經營と一千百五十七人の勞働者を有した(即ち一經營に勞働者が十四人宛あつた)。ジーメンスが速かに世界的名聲を博し、又夙に獨占的地位を得たのは専ら其發明的天才に因るものであつて、アメリカに於ける發明と相俟つて間もなく更に高壓技術、白熱燈、電力輸送、發電機の大發明を爲し遂げた。ジーメンスは最初の發電機、孤光燈、電氣鑿岩機、電氣鐵道を作つた。一八八〇年以降には電氣事業の大發展が起り、殊に米國に於て盛であつたが、歐洲ではドイツがジーメンス其他の大電氣工場を有するによつて優勢の地位を占めた。然しながら一八九五年には尙僅かに一千三百二十六の經營と二萬六千三百二十一人の從業者、即ち一經營に付二十人の從業者を有するに過ぎなかつた。其内六百三十三は五人以下、六十は五十一人乃至二百人であつて、二百人以上を有する經營は僅かに十五であつた。而も一八九五年には電氣事業は其隆盛の頂點に達した。ジーメンスは一八九〇年其工場を子息に讓渡したが、一九〇〇年には株式會社となり、其資本金五千四百五十萬マーク、社債三千萬マーク、積立金一千二百萬マーク、職員二千八百二十七人、勞働者九千三百十四

人となつた。當時ジーメンスの外 A. E. G. (ラテナウ)、合同電氣會社(レーエ)、シュツケルト、ヘリオス、ラマイヤーの大工場があり、其資本金は總計一八九六年には九千七百萬マーク、一九〇〇年には二億六百五十萬マークに上つた。ベルリン取引所に上場される二十二の電氣會社は一九〇〇年に資本金三億九千六百七十萬マーク、借入金一億八千四百十三萬マーク、積立金四千七百七萬マークを持つて居た。ドイツ電氣事業の統計次の通り。

	一八九五—九六年	一九〇〇年
經營數	一八〇	七七四
白熱燈	六六二、九八六	二、六二三、八九三
孤光燈	一五、三九六	五〇、〇七〇
有效發動機馬力	一〇、二五四	一〇六、三六六
能力(キロワット)	四〇、四七一	二三〇、〇五八

電氣事業は一八九五年——一九〇〇年の好景氣時代に發達したが、一九〇一年——二年には大困難に陥り、ジーメンスの如き慎重なる工場すらも大損失を被つ

た。況んや中流銀行の過大信用によつて經營したる小工場は之に堪へる事が出来なかつた。一九〇二年十月のA.E.G.の事業報告に曰く、製品の賣價を製造原價の標準に戻さんとするには大會社の聯合を密接ならしめることは到底避けることが出来ない」と。A.E.G.と合同電氣會社とは一九〇二年——四年に最初利益共同組合を作り、次で合併して一會社となつたが、これが爲めには多年の交渉と五十の大契約が必要であつた。一九〇二年の貸借對照表にはA.E.G.は株式資本六千萬マーク、財産一億三千百萬あり、合同は株式資本二千四百萬、財産四千八百萬あつた。ジーメンズ・ハルスケはA.E.G.合同、シュツケルトと反對に低壓器具の製作を繼續し、殊に電信、電話、鐵道保全及測量器具の部門を整へ、又ドイツ銀行と共同にてベルリン高架鐵道を建設したが、他方又高壓の方面をも大に擴張した。(其資本一億二千萬マークの中四千萬を此方面に投じた。)シュツケルトは一八七三年より一九〇〇年迄に従業者の數が急激に増加して八千人となり、就中高壓事業を増加し、探照燈に於ては獨占的地位を獲得したが、其設立者及企業の過度に大膽なる活動の爲めに大窮境に陥り、一八九八年合同電氣會社との合併計畫の失敗後ジーメ

ンスとの合併に因つて其困難を脱するの外なかつた。ジーメンズ・ハルスケも同様に合併によつて大節減の餘地あることを知れるが故に此合併を實行し、其事業の一部は自ら之を存續し、殘餘はシュツケルトの工場全部と合併して別箇の有限責任會社に引直した。此有限責任會社の資本金中四千五百五萬マークはジーメンズに四千四百九十五萬マークはシュツケルトに屬し、利益の分配に就ては前者に優先權がある。

如此二大電氣會社のフージョンと一九〇一年——三年の恐慌とは密接の關係があるが、其地位の強固を圖つた原因は尙他にあつた。即ち石炭、銅、鐵及鋼製品、硝子製品の買入が各生産者の聯合によつて困難となつたこと、及得意先、即ち電力工場並に電氣工事々務所も亦合併したこと之である。而も此合併に拘らず二ヶの巨大會社は尙久しく獨占的地位を占むることが出来なかつた。即ちドイツに於ける發電機、電動機及變壓器の製造業者は二會社以外に尙三十あり、其内十五は株式會社にして其資本金約一億マークに上る。高壓電氣機械及其部分品の製造業者も巨大會社の外尙二十五あり、多くは合名會社である。唯無線電信器械のみは

暫時 A.E.G 及 ジーメンズの 獨占であつた。又電熱及料理器具、計器、計算器、登録器、電纜及導線材料、白熱電球に就ては無数の製造業者がある。——此の如くして一方には主要工場の集中が進むと共に、他方には完全なる獨占的統一が行はれず、トラスとなることなくして製品の性質に應じて夫々の工場が分立した。

故にリーフマンがドイツに於ても近く一般にアメリカ式のトラストが生ずべしといふ豫想を攻撃したが、吾人も其攻撃は不當でないと信ずる。法律形式上アメリカ式にならぬのは勿論であるが、其根本的弊害に陥ることもないであらう。半ば社會主義的、技術的の熱心なるトラスト豫言者にリーフマンが反對した理由はドイツに於ける聯合發展の本質から推定を下したもので信頼すべき意見といはねばならぬ。然しながら吾人はリーフマンの如く確實に否定することは出来ない。蓋し就中ドイツのフージョン、コンビナチオン、ベタイリグング、利益共同組合の形式は常に其自體に或獨占的傾向を持つて居るからである。而して此傾向は漸次増大しつつあるが故に、終局にはアメリカのトラストと同様の問題が起るであらう。即ち此私的獨占的の發展は全く健全なものであるか、又之は現在のカ

ルテルを破壊しないか、又之はカルテルと同様に改革を必要としないかの問題が生ずる。殊に近時盛に現れた一傾向がある。即ち取引所と投機とがフージョン及コンビナチオンに参加したこと、獨立せる工場を加盟せしむる爲めに過剰の代價を支拂ひ、其結果として過剰資本を背負ひ並に之に必要な相場の煽動を爲すこと之である。カルテル、フージョン、大銀行の首腦者の横暴も亦其一である。凡て糾合せんとする人数が多くなればなる程權勢の濫用を必要とする場合が多くなるのである。此二ヶの現象はドイツの形勢をアメリカのトラスト設立と類似せしむるけれども尙大なる相違がある。即ちドイツに於ける合同運動は寧ろ技術上、工業上の必要から出たものであつて、アメリカに於けるが如く大金融業者が其利益の爲めに作ったものではない。ドイツにはロツクフェラーやモルガンはなく、又投機資本が工業を支配することや鐵道及工業の利益と其投機とが混同することもない。——

故にドイツに於ては改革も左程困難ではない。ドイツに於て鐵道及運河交通の全權を掌握し、從てアメリカのトラストの最重要にして最腐敗せる武器を有す



るものは國家であつて大金融業者ではない。而してドイツに存在する所のトラスト類の制度、即ちフージョン、ベタイリグング、其他類の集中組織に關しては將來の改革に於て之をカルテルと同様に帝國カルテル局の監督に服せしめ、其登録と報告とを強制すべきである。又株式法を改正して一切の此の如き新企業形態にも效力を及ぼすべきである。即ち一定以上の資本金を有する是等の組織は英國の株式法が既に實施せる如く宣誓會計士の定期検査を受くべきである。又貸借對照表に關する規定を設けて大株式會社及類似の組織の貸借對照表に必要な最小要求を定むべきである。斯くして一切のベタイリグングを一見明瞭にしなければならぬ。而して若し此の方法によつて五年乃至十年間其全經過が公開せらるゝならば、其時は獨占利潤に對する課税、其價格決定並に帝國、各邦及消費者が價格決定に參與することに就て最後の立法的決定をなすべき秋である。又其時は國家の代表者が株式の取得又は其他の方法によつて此の如き巨大企業經營に參加することが出来るか、又參加すべきものであるか、將た其程度如何を判斷することが出来るであらう。

要之企業形態の集中的發展は上述の通り自然的、必然的のものであつて決して抑壓することは出来ない。又之は時代の技術上、經濟上の條件、即ち組織的傾向に適合して居る。唯其濫用と墮落を避け、公開と法律上の制限とによつて公益を尊重せしめ、而も私的事業生活に於ける正當の活力たる合法的營利衝動を甚しく麻痺せしめてはならない。既に二三の實例の存在する如く過大なる獨占利潤を生じた場合には其幾分を帝國、各邦及び公共團體に提供せしめなければならぬ。例へば合併の結果巨大經營となつたパリ乗合馬車及市街鐵道會社の組織は如何にすれば國家及公共團體に株主以上の大利益を振り向けしむることが出来るかを示して居る。又ドイツ帝國銀行の組織は如何にすれば官吏と私人資本代表者とが共同して巨大なる施設を巧みに經營し得るかを説明して居る(註六)。總て是等の集中組織の首腦には第一流の實業家を置かなければならぬ。而も此任に當る人士は常に理財に長ずるのみならず、又公益の觀念を有し、眼界廣く國士的なる有能者でなければならぬ。此新組織と關聯せる價格の決定は總て從來の自由競争的小事業組織の場合に於ける市場の價格決定と全然別種のものであることを

明にしなければならぬ。茲に問題となるは此組織より生ずる多額の利潤を各關係者に公平に分配することである。即ち(一)經營の首腦者は多額の収入により、(二)多數の職員は充分の俸給と賞與とにより、(三)勞働者は安定せる高き賃銀により、(四)消費者たる公衆は低廉なる價格により、(五)國家及公共團體は租稅若くは配當によつて利益の分配に與るべきである。公開と統計とによつて順調に進行する限り總て是等の利害關係を公正ならしむることが出来る。是は多少の困難を伴ふべきも尙其目的に到達する事は可能である。勿論將來の大勢を達觀せる強大なる政府があつて健全なる輿論と優秀なるカルテル經營者及一般實業家と並に最開明的なる勞働者指導者と協力して始めて此目的を達することが出来る。カルテル其他の集中的新組織は之を破壊することなく、却て現今幾分邪道に陥れるを救ひて健全なる正道に進ましめ、斯くて進歩したる國民經濟の正當なる機關として又集中的生産指導機關として活動せしむることが出来る。

(註六) ドイツ帝國銀行の組織は先づ帝國宰相並に數名の大臣及聯邦會議議員よりなる所の帝國銀行監督會(Reichsbankkuratorium)が最高監督權を有つて居る。其下に八名の終身取締役ありて、取

締役會(Direktorium)を組織す。何れも從來實業家又は官吏たりし人士にして銀行株式の所有を許されず、又賞與を受けない。而して此取締役は名義上帝國宰相の命を受け、其部下であるが、實際上は銀行經營の全權を握つて居る。此取締役會の下に實業界より入りて銀行事務に熟達せる多數の職員あり、其高級者は俸給以外に賞與を受ける。但し此賞與は直に支拂はれずして、他日責を負ふべき損害を生じた場合に於ける保障として退社の時迄留保する。此職員組織の外に株主代表者としてベルリン大銀行の巨頭より選出せられたる中央委員會(Zentralausschuß)あり、此は毎月一回會合し、其權限は單に助言を與へ、手形割引を監督し、三名の常任委員を選んで取締役會に出席せしめることに止まる。但し此常任委員は取締役會に於ける議決權はない。而して帝國又は各聯邦に對して定款に規定せられたる以上の貸付をなす場合に限り此兩機關(中央委員會及び常任委員)は一定の干渉權を持つて居る。是等の有力なる機關の組織は即ち帝國銀行の事業と位置を語るものである。株主の勢力が此の如く制限せられたることは他に例を見ないが、而も是が爲めに一般銀行との關係を圓滑ならしめ、銀行經營に關する専門智識を發達せしめた。帝國銀行の職員はよく事務に練達し、他の一般銀行は大部分其重要地位を帝國銀行又は其支店に於て修熟せる人士によつて充たさんことを欲する。即ち帝國銀行に於てはプロイセンの善良なる官僚の傳統と商人的訓練とが融合し、帝國の利害と株主の利害とが巧に調和されて居るのである。(原著第二冊二六〇頁)

カルテル並に其他大企業者によつて營利の爲めに經營せられる集中的組織には唯不當、不正、射利心の増進のみがあると考ふる人は此經營者中にも亦高尚なる

動機の働きつゝあること、及現今株式會社及トラストと相並んで組合制度がこれに劣らず著しく發達したことを認めないのである。アメリカのトラストと其濫用とは將來組合制度の勝利によつて治療せられなければならないとはローズベルト Roosevelt の誤らざる大卓見の一である。

吾人は今日國民經濟組織の殆んど全方面に益々集中運動が盛となりつゝあることを認める。即ち組合制度に於ても、自由企業制度に於ても、將た其首腦者間にも、職員間にも、勞働者間にも然りである。現今の信用制度は益々一切の經濟現象に對して監督を施し、且つ益々多數の人々を從屬せしむるが、其從屬は決して非難すべきものではない。總て信用機關は其得意先の良否を精査して其に應じて信用を與へる。交通制度も著しく集中して其貸率及條件によつて事業を從屬せしめ、其によつて販路の限度を指定する。又公共團體及國家の經濟的機能は益々増加して吾人の經濟生活を著しく集中せしめる。――

斯くて今日一切の經濟的活動並に國民經濟組織を通じて正當なる集中的傾向の増進しつゝあるを否認することは出來ないが、之は專斷的なる國家の利害關係

より起るものではなくて、事業界自體から生ずるのである。此場合拙劣なる調節は用を爲さぬ。集合的機關に對する適應調和の方針を以て大なる才能と經驗とを使用して高處より監視すべきである。之が爲めに經濟的自由が消滅することはないが、或場合には上よりの正當なる指導と規定とに讓歩することが必要となる。此集中的機關を作つたのは資本でなくして、俊秀なる實業家と國士である。勿論資本と新技術の援助を受けるが、其以上に道德的・政治的の性質及要素により、又民衆殊に勞働者の贊助を得て行はれたのである。故に其結果は私人企業者の地位を進むることなく、企業者を分化し合成し、其優者、即ち商業上及技術上の俊才に大なる權利を與へ、之によつて避け難き生産及商業上の恐慌を輕減する。或論者のいふ如くカルテル、トラストのなき國民經濟組織は無政府主義的生産を行ふのではなく、又之を有する國民經濟組織は社會主義的集中を意味するのでもない。唯此兩者の差違は次の點に存する。即ち經濟界の形勢に對する豫測と洞察とは従前にも全然行はれなかつたのではないが、カルテル、トラストの發達は實業界の一部に有力なる統一的代表者を生せしめて此豫測洞察の任に當らしむるに至つ

たのである。

## 第十一章 結 論

— 國民經濟の社會的組織殊に企業の概観。

（現今の國民經濟は家族と企業と國家及公共團體の協働を基礎とする。此三個の機關は何れも對内的には平和的協働組織を有する集合體にして、對外的には特殊の利害關係を有する利己的團體である。此調和的内部組織の基礎は家族に於ては主として同情と血縁と愛であり、地域團體に於ては近隣關係、國家的感情、法律及強制であり、又企業に於ては營利衝動を比較的自由に活動せしむる所の私法上の契約である。家族經濟は家族に對して其生活に必要な財を供給せんとするものであるが、併し又或種の生産過程、殊に農業及小工業の如きは家族經濟を基礎として居る。而して此場合には多少利潤を得んと目的が作用するのである。企業は此職能を漸次に家族から取つて商品生産及商業の大部分を擔當し、主として利潤を目的として經營し、競争によつて市場に商品を供給する。企業を攻撃す

る者は曰く、企業は利潤追求の爲めに労働者、消費者、其他社會に對する義務を忘れ、又利潤を得んが爲めには敵人と朋友とを區別せず、粗製濫造品の販賣を敢てする。蓋し企業が社會全體の爲めに盡すは單に利己的利潤へ赴く道程に過ぎず、又此の利潤の爲めに動もすれば弊害を生ずることは事實である。然しながら(一)企業者は假令或場合には貪慾の爲めに道を誤ることがあつても尙道德、慣習、法律によつて支配せらるゝ人間であり、且つ(二)企業者も長く利潤を得んとするには必ず價格相當の良品を供給し、道德、慣習、法律を守らなければならない。又國家及公共團體は本來權力及法律組織の機關として成立したものであるが、又文化の進歩と共に益々其地域の共同的欲望を充たし、經濟上益々高尚なる欲望を満足せしむるの任に當らなければならない(註二)。而して國家及公共團體の特徴としては、其活動は公益を目的とし、社會全體の永續的利害を慮り、全然別個の威力と統一的機關とを以て其領域内に臨むことが出来る。又其行動は通常公正であり、高尚なる經濟的文化の任務を果すには國家の力のみ之を能くすることあり、或は國家が行ふに依つて特に良果を收めることを得るのである。然しながら其設立せる大事業

は屢々支配者の爲めに濫用せらるゝの虞あり、又其行動遲鈍にして經費多きを常とし、其成功は有爲の人材を官僚として擧げ得たる場合に限る。企業の場合には劣悪高價なる貨物は市場に於て賣行宜しからざるが故自然に排斥せらるゝが、公營事業の場合には此の如き調節を缺くことが多い。公營事業は事實上又は法律上多くは獨占的であるが、必ずしも強制力を必要とするのではない。然れども一般人民は之に對して撰擇權なく、成功せると否とを問はず新方向に向はしめんとするならば強く輿論を動かし、政府の改造を行はねばならぬ。而して此事は多くの場合に於て甚だ困難である。

(註二) 國家及公共團體の盡すべき經濟上の職分としては道路、交通及市場制度の如きものがある。即ち道路、橋梁、其他の建設、度量衡の檢定、貨幣の鑄造、商品陳列所の設置の如き是れである。團體が大きくなると共に各種の組合、産業組合、公共團體の施設が不充分となり、又從て益々公益の爲めに上記の事項を行ひ、而も個々の事業、地方階級の利己的利害關係を離れて公正に施行しなければならぬ。此故に貨幣鑄造及郵便制度は國營となり、主要大道路は國家が之を管理し、其他の道路は各州、市町村の手に移つた。鐵道も亦國有を可とし、ドイツ及其他の數國に於ては一八七〇年——九〇年に國有となつた。總て鐵道の經營は大なる經濟上の獨占を齎すものである。

株式會社が經營する場合には唯中央の幹線を建設するのみにして支線を顧みず、又其競争は國富の浪費である。尙其管理、諸制度、貨率の不統一は國防を妨げ、交通を困難且つ高價ならしめ、國民的交通及關稅政策を不可能ならしむるものである。ビスマークが六十三のドイツ鐵道地域の分立は中世の爭闘權 (Reichrecht) を復活したと謂へるは諛言ではない。若し鐵道が富豪の掌中にある場合には鐵道と其株式が取引所投機の道具となり、株主を大に富まし、惹ては大資本家に國家及國民經濟に對する政治上及經濟上の支配權を與ふる手段となるに至る。同一の理由により或種の信用機關殊に紙幣發行銀行は國家が經營するか或は國家が監督しなければならぬ。又近時炭坑或種の鐵工業及武器工業を國營とし、水力、電力並に一切の大機械力を國家の管理に移さんことを提唱する者が少くない。將來果して此傾向に進むか否かは此種工業に於ける社會的鬭爭、並に其に對してリソング及カルテルが其勢力を善用若くば亂用する方法如何によつて定まるのである。(原著三四三頁)

家族は其成立最も古く、最も自然的にして最も單純なる經濟機關である。國家及公共團體は其權力及法律的機能に於ては同様に古いものであるが、其經濟活動に於ては比較的新しく、其組織は常に複雑にして運用の困難なるものである。企業に至つては其成立最も新しく、經濟的利己心を基礎とし、而かも經濟上の目的以外に何等の關係なき多くの人々より成る所の協働組織である。從て其組織は家

族の如く簡單ではないが、大體公營事業に比すれば遙かに容易である。勿論企業の範圍が大に擴張された場合には問題は困難となり、幾分國家及公共團體の組織と類似するけれども、其社會的組織は尙散漫にして變更を加へ易く、且つ其濫用破滅の場合にも公營事業の失敗の如く社會全體を悲境に陥らしめることはない。企業の責任は各個人之を負ひ、企業者は其活動に對し自己の名譽と財産とを賭する故に、茲に人格の淘汰と力の緊張とが起り得る。然るに此事は國家及公共團體に於ては左程容易でなく、或は少くとも道德的、社會的育成の頂點に達した場合にのみ望み得る所である。蓋し官吏は其經營を誤りたる場合にも譴責轉任を以て報ひらるゝに止まり、免職は極めて稀であるが、企業者は忽ち破産を招き、カルテル及株式會社の重役は解職せらるゝに至る。

家族、國家及公共團體は各々其獨特の目的を有するものにして、専ら經濟生活の爲めに創立設備せられたのではない。反之企業は唯經濟上の目的を盡すべきものであつて全然其に適應して居る。即ち企業は最も分化せる専門的經濟機關である。

現今の國民經濟に於ては常に三種の機關と、其相互關係と、其分業と協働とが必要である。三機關は夫々獨特の心理的動機、慣習及法律規則を基礎とし、長短得失あり、互に侵し難き社會的、經濟的職分を有する。されば此三機關は夫々獨特の存在と任務とを有し、決して消滅せぬであらう。家族は幾多の任務を企業に譲つたが尙其重要なるものは依然として自ら之を保ち、又新に發達せる高尚の任務をも有して居る。國家及公共團體は嘗て其任務を企業に委ねた事があるが近時之を再び取戻した。經濟生活に關しては新たな指導的任務、即ち教育、交通、信用、保險の如きものが國家の主要任務であり、此範圍では私的企業は他の方面に於ける如く發達しないのである。企業は最初家族の任務を引継ぎ、次いで國家の任務をも擔當するに至り、後其任務の一部は再び奪はれたけれども、企業の領域は常に擴張して居る。而して企業は十九世紀の國民經濟に一大特徴を與へた。大經營及巨大經營の企業が國家及公共團體に類似したのは寧ろ外部の組織、使用人待遇法、並に獨占の關係に於てである。獨占は企業が社會に對して大なる義務を負ひ、多額の利益分配を公共團體に向つて提供する場合に限つて私人に許すべきものであ

る。株式會社及カルテル、トラストが國家の經營と相違し且つ之に勝つて居るのは其活動が自由であり、強制力、煩瑣なる法律手續、議會の議論に煩はされることなしに事業を營むことが出來、商業的に需要供給の適合を圖る必要に基くのである。一切の小企業、即ち普通の農、工、商業を共產的又は國家的經營に移さんとするが如きは不條理にして却て物價騰貴を招き、又故意に軋轢と遲鈍と迂遠とを生せしむるのみであらう。(註二)

(註二) 文明の進歩と大社會團體の發達と共に從來個人、家族若くは企業によつて行はれたる人類の欲望充足が一部分公共團體の手に移るに至つたけれども他の部分は尙依然として移らない。蓋し是は各種の欲望、中古來の簡單なる自然的欲望は概して私經濟機關によつて充足せらるゝを可とし、新しき高等複雑なる欲望は公經濟機關によるを可とするからである。即ち通常人の有する普通の經濟的欲望は家族及企業に於て完全且つ低廉に充足する事が出來る。然るに欲望が高尙精緻となるに従ひ、又社會團體が大きくなり、其諸制度及活動が複雑なるに従ひ、又種々の欲望充足が分業、社會的階級闘争及所得分配の複雑の爲めに困難となり、多數の中間原因に關係するに従ひ、又住居が密集し、技術が高等となつて一般民衆には不可解となるに従ひ、又將來の需要を豫め準備するに従ひ、又國民の存立、教育及健康さといふ大問題が關係するに従つて益々私經濟は退き、公共團體が其法律並に權力組織に依つて欲望充足の任に當り、又公共團體の不適

當なる場合には他の代理的組合又は團體が是に當らなければならぬ。故に吾人は次の如くいふ事が出来る。即ち公共機關の經濟活動の増加は精神的、道德的、技術的に進歩せる高等文明の産物であり、時間的、場所的に分離せる諸目的の欲求増大の結果であり、又社會化の増進と國家及社會組織の複雑の結果である。尙此欲望を認識し、充足することは甚だ困難であつて行政機關なくしては不可能であるが、而も其場合には濫用錯誤を伴ひ、大なる費用を要し、自由を妨げ、往々にして專制政治に陥ることを免れないのである。故に國家及公共團體に依る經濟的欲望の充足は幾分なりとも此の如き困難に打勝ちたる場合に始めて成功するであらう。若し失敗せる場合には或は其目的を放棄し、或は是を組合若くは私經濟に返戻する外はないであらう。是を歴史に徴するも常に一進一退を續けて來た。併しながら私經濟は常に自己の領域を維持するであらう。而して國家並に企業者の活動は其形式と慣習とを變更することが出来る故に兩者の進退は愈々複雑なるであらう。大企業は國家及公共團體と同一の困難に遭遇しなければならぬ。併し又大企業は國家及公共團體の長所を採用し、遠大なる公益的經營に依り、國家の監督に依り、又其利益の一部を國家及公共團體に與へることに依つて是に接近することが出来る。又國家の機關も私企業の制度に接近することが出来る。斯くて混合せる組織形態を作る事が出来るのである。(原著三四〇—四一頁)

故に最近數十年間に於て國民經濟の社會的組織に幾多の變動があり、又其混雜の裡に集中的傾向が著しく現はれたけれども、近き將來に於て全然社會主義的若

くは共產主義的組織が勝利を占むるといふが如き徵候は少しもない。固より個々の場合に社會主義的傾向の現はれることもあり、又此理解なきものは今日最早大臣としても議員としても重要な地位を占めることは出来ないのである。けれども之と同様に各種の經濟的任務は益々雜多の組織を生せしむるに至り、其結果は一ケの巨大なる集中的國家經濟を作り出すことなくして、寧ろ種々雜多の機關、動機、制度の混淆して並存し、協働する所の状態を生ずるのであらう。

現今國營の鐵道、郵便、電信と相並んで私營大カルテル及株式會社があり、多數の公經營と相並んで個人事業及産業組合があり、大工業及工場制工業と相並んで家内工業及手工業があり、大農經營と相並んで小農があり、又大規模の市場生産と相並んで自足經濟があり、無償の給付提供と相並んで貨物勤勞に對する支拂が盛行はれて居るが、之を悉く不思議若しくは矛盾の現象と解するは畢竟形式的空論家の見解である。總て現に行はるゝ經濟生活の形式及方法は夫々其成立の條件と前提とを有し、此條件と前提との存する限りは消滅し得ないものである。大經營、カルテル、國家經營は多くの場合に小經營、個人事業に立ち勝つて居るが、時とし



ては其生産が高價であり且つ良好でない場合もある。總て高度の經濟形態は其が隆盛を期する爲めに高等なる心理上並に制度上の前提を要する。されば其高等なる形態の發展は緩漫であり、又反動を伴ひ、其活動範圍は限られたものでなければならぬ。

經濟とは外界の物質的資料を吾人の生存の爲めに調達することである。嘗ては各個人は之を單獨に、而も需要の起つた瞬間に、直接に行つたものである。然るに此資料を共同的に、一層安固に、間接的に調達し、而して豫め萬一の缺乏に備ふることの出來た點に一切の高等文明の意義が存するのである。又一切の高等技術、又其調達に當つて既存の資料(資本)の應用は何れも皆之を目的としたのである。過去數千年間家族の經濟及技術と其貯蓄とは豊富且つ安全に欲望を充足する最上の而も殆んど唯一の手段であつた。然しながら此機關は天變地異に備へ、分化せる大社會の欲望を充足するには不充分であつた。反之地域團體と其首腦者は家族に比して先見の明あり、富裕にして有力であつた。故に先づ軍事、裁判及行政の任に當り、次で一部の純經濟的任務を擔當することが出來た。けれども經濟的

任務に就ては必ずしも總てに於て成效しなかつた。蓋し其首腦者の事務の負擔が余りに重くなり、又其機關は經濟的欲望と余りに縁遠くして欲望の充足の爲めに過大の費用と各種の弊害を伴ひ、又市民に對する物資の配給を不當ならしめたからである。之が爲めに地域團體は一七五〇年——一八七〇年に私人事業の自由活動を許し、之によつて今日の生産、技術、交通が成立することを得た。近時に至つて企業の暗黒面と濫用が著しく現はれた爲め漸く國家及公共團體は或は之を其監督下に置き、或は再び其職分の幾分を取戻した。一七五〇年以後現在に至る迄企業界が其規模に於ても又能力に於ても大發達を遂げたるは蓋し多大の人力と資本とを糾合して經濟上統一的効果を擧げ、而も自由に市場に活躍し、利潤の刺戟の下に最上の努力をなしたからである。企業は市場より其費用の代償と利潤を求め、其販賣價格に應じて生産高を加減する。即ち價格が費用即ち生産費を償ふに足りぬ場合は其損失を避くる爲めに生産を中止又は制限する。反之價格が充分費用を償ふ時は利潤が増加する、故に生産の擴張を以て之に應ずるのである。斯くて企業と共に自由契約の範圍が擴張せられ、需要供給の増減が自由に行はれ

る。尙茲に商業が発達して貯藏品を適當の場所及時期に於て市場に出すことを任務となし、豫め其保管に當る。而して商業的任務は企業が之を引受くる場合に最容易に發達する。斯くして自由なる社會的市場供給組織が成立し、間斷なき價格の騰落により、又正當低廉にして優良なる生産には利潤といふ賞を與へ、不正高價にして劣悪なる生産には損失といふ罰を科することによつて大部分生産及商業をして順調に發達せしめた。勿論此理法は市場の規模と分布状態とに依り、人間の能力に依り、又自然的並に偶發的事件の如何に依つて充分に行はれなかつたこともある。例へば小國、小地方に於ては大國並に現在の世界經濟に比して容易に此理法の實現を見ることが出來た。又技術が複雑となり、交通が遠距離に及び、經營の規模が大きくなるに従つて市場生産と企業者の商品保管は益々容易となつたけれども、此場合には他の一方に於て全世界の遠き將來までも豫測しなければならぬ爲め需要の判斷が困難となつた。故に大體に於て欲望充足が進歩したと共に恐慌及失業、並に相場騰落に關する不満が増大した。不正の投機と生産は破産といふ自然の罰則に依つて矯正し得べしと見るのは甚しき誤謬である

とせざるを得ない。市場の活動が複雑となるに従つて不正の營利計畫が容易に成功し、破廉恥の利潤慾と無謀殘酷なる競争と野獸的の弱者壓制が古來未曾有の程度に行はるゝに至つた。

此故に社會主義は宣言して曰く、企業は無用の長物である。其は唯暴利を貪らんとするのみであつて、其以外には無關心無頓着である。利潤が一分二分に下れば拒絶し、一割に至つて漸く大膽に、五割となれば冒險的に營み、十割となれば一切の人爲的規範を蹂躪し、三十割に至つては如何なる犯罪をも敢行すると。如何にも茲に企業者活動の暗黒面がある。けれども一分の時は萎縮し、八分乃至一割に至つて活躍するといふは誤謬ではないが、抑々利潤が其以上に上る事は極めて稀である。人は利の爲めに努むべからず、といふは人間の本性を悉く誤解せるもので、唯道德的並に法律的規範の下に此努力を制御しなければならぬのである。巨大利潤に誘惑せらるゝは獨り企業者に限らず世人皆然りである。

従來の企業の短所に就てはカルテル其他の集中的企業形態が全國的及國際的擴張を遂げることによつて一部分匡正することが出来る。企業が正當の組織に

於て營まるゝならば其暗黒面と獨占の濫用とは消滅する。萬能なる國家的、共產的組織が現在の制度以上の働を爲すべきや、特に今の民主的政黨政治の下に屢々交代する所の政府當局者によつて果して好成绩が擧げられるであらうか、是は獨り社會主義者の肯定し、歴史と人間を理解する者の悉く否定する問題である。若し企業とカルテルとを無用ならしめんとすれば今日の地理的分業の状態に於ては世界經濟の社會主義的集中經營を必要とするが、果して此事が成功するかは甚だ疑はしきものである。されば今日の國民經濟組織は家族經濟に於て求むべからざる欲望充足を地域團體と企業とに分割し、此兩組織をして相互に補充せしむる所の最妥當なる組織なりと考へらる。斯くて一制度の特徴は他制度の模範となり、其過失は殷鑑となる。生産及商業が私人、即ち大小事業の手中にある限り社會及國家の間接的監督の下に置かれ、此監督は商業、交通、社會、建築、市場、貨幣、信用の諸政策並に大なる國家的經濟機關の活動によつて行はれる。又此社會的監督は今後益々多くの市民が會社及組合の株式及持分を所有し、勞働組合が企業に對して多少の影響を及ぼすことによつて目的を達し得られるであらう。然しながら

企業者の責任と自由とは大體に於て存續することが出來、又存續を必要とする。唯國民全體の利益と其健全なる發達とに關する限り、企業者の利潤慾に制限を加へ、其行爲に命令を與ふべきである。

斯くして有力なる大企業者階級が勃興し、組織整然たる大集中制度に結合するに従ひ、愈々國家及下層階級との協調が容易となり、又苟も國民經濟若くは其重要部分の指導を爲さんには公共的大義務を果すことなく、大企業が公益の精神に於て營まれることなくしては不可能であることを理解せられるに至るであらう。

企業の社會化及集中は益々盛となるであらう。而も其は國家、公共團體及企業が合一するといふ方法に依るのでなくて、改革せられたる企業界、産業組合及カルテルを含めて、益々統一的首腦者に依つて結合せられ、又他の一方に於て政治的權力も同様に益々集中するといふ方法に於て行はれるであらう。而して事業界は單に少數の最高の地位に關してのみ國權の束縛を受くることとなるであらう。國家及公共團體が企業を經營する場合に於ても其交通、信用、保險の諸制度、特に其純然たる事業經營に屬する事項を多少政權より獨立せしむる事に依つて其經營

を最もよく營み得るであらう。就中國有鐵道、中央銀行に於て此事が必要である。人類が近き將來に於て一變せざる限り自己の責任に於て經營し、其危險を負擔する所の企業は存續せねばならぬ。企業は投機的罪惡を伴ひ、貪慾を助長する傾向あり、社會的作用を有し、且つ所得分配に影響を及ぼすに拘らず、尙必要なる制度である。蓋し社會の大部分に高度の經濟的能力と勤勉と元氣と技術的及組織的進歩を來たすものは企業である。同時に企業は人をして人格の自由と經濟上の獨立を可能ならしめる社會的形態である。而して此自由と獨立とは唯自ら財產を所有し、自己の力と獨立の勤勞に對して信賴し得る場合に於てのみ與へらるゝものである。

吾人は我ドイツの官僚と其偉大なる徳性、自由職業者と其理想主義、農民階級と其壯健なる筋骨及質朴なる特性、向上的勞働者階級と其創造力、技術的能力及犠牲的組合運動を大に尊重せんとするが、同様に其補充として全然種類を異にして而も之に劣らざる價值を有する所の事業界の精神力及社會力を必要なりとする。而して又此事業界の勢力は他の社會的諸勢力及傾向と相俟つて始めて健全なる

效果を生ずべきものと信ずる。

## 譯改 企業論終



## 企業論索引

A			
Abbe, E.,	164—165	Brants	63
アグリーメント	カルテルを見よ	Bücher	38, 51
アルゲマイネ電気會社		Buchez	213
	264—266, 283—286	葡萄組合	221
アマルガメーション		物價調節	81, 253—255
	トラストを見よ	Bulkow, Baughan & Co.	148
アメリカ海運トラスト	138	Büsch, J. G.,	190
Ansele	223	C	
Ashley	90	Calico Printers Association	155, 278
アソシエーション	カルテルを見よ	Carnegie	149—151
B		地域團體	295—311
賣店組合	221	貸銀制度(家内工業の)	96
馬車營業組合	139—140	貸仕事	37
Becker	209	超過資本	151, 275—276
Berglund	151	長老會	182
ベルリン電力會社	265—266	中間親方	89, 108—111
ベルリン商業會社	262	仲裁裁判所	182
ベタイリダング		コーツ縫糸工場	132—133
	261, 267, 270, 286—288	Colbert	82
Bismarck	298	Company limited by shares	191—192
ビスマルク伯鑛山會社	254	Cotton Spinners and Doublers	
Bleachers Association	133	Association	155, 278
		Crüger	232, 260

**D**

大貿易會社 82-83, 186-190, 198

大經營

農業 29-35

其先驅 65-84

近世的企業 115-119

其成立の條件 119-129

其種類 129-134

林業 135

鑛業 135-136

鐵道及海運業 137-140

商業 140-142

銀行業 142-144

工業 144-153

鐵鋼業 145-151

金屬加工業 151-153

纖維工業 153-155

醸造業 155-157

製粉業 158

統計 158-161

其社會問題 162-183

其困難 162-167

指揮機關の問題 168-171

使用人問題 171-175

労働者問題 175-183

代金仕事 37

ダイナマイトトラスト 279

團體協約 182

ゲルムシユタツト銀行 261-262

電氣事業 263-266, 231-286

デパートメントストア 61, 141

同業組合 239-240

ドイツ銀行 142-144, 166, 261-262

同盟 261-262

Doren 65, 90, 91

ドーグラス靴工場 141

ドレスデン銀行 261-262

**E**

Eberstadt 52

Edison 265

Edward III 52

營業自由 23-25, 51-60, 252

英國東印度會社 136

營利衝動 7-8, 10-13, 40, 121, 169, 173, 184, 187, 211, 233

Eulenburg 51, 53

**F**

ファブリーク 5, 86, 145

Fagniez 52

Friedrich II 80, 81

不動産銀行 143

**G**

フージョン トラストを見よ

ゲルゼンキルヘン石炭會社 133, 135, 280

原料組合 221, 232

Gide 216, 231

Giffen 205

技術 123-125

ギルド 商人ギルドを見よ

銀行業 136, 142-144, 201, 258, 261-262

銀行シンヂケート 241

合同電氣會社 264-266, 283, 284

合議制經營 168-171

合名會社 186-188

合成企業, 合成工場 131, 146-151, 159, 280

Grabein 260

**H**

排トラスト法 272-273

Halle, Levy v., 152

ハンプルヒ・アメリカ汽船會社 138-139, 280

販賣組合 221

ハンザ 21

Hasbach, W., 152, 154, 158

Hewins 22

Heymann 146

Hoffmann 104

Holyoake 215

Huber, V. A., 213

**I**

イングランド銀行 136

**J**

Jenks 275, 276

自助 213

事務員 使用人問題を見よ

自宅労働者 家内工業を見よ

自由労働契約 176-182

Juraschek 153, 210

助手經營 4, 172

醸造業 69-70, 155-157

醸造組合 69-70

**K**

株式會社

農業 34

仲間組合 69

労働者問題 178

起源 188-190

法制 190-192

意義 192-194

株主總會 194-195

經營者 195-203

社會主義者の批評	202—203	成立の難易	245—248
長所	203—204	組織と經營の困難	248—250
統計	204—210	本質	250—253
家長制大工業組織	175—178	價格政策	253—255
家長制家族	14—16	取締法	255—257
買入制度(家内工業の)	96	批判	257—258
會計士	201, 288	トラスティの比較	269—270
階級制度	125—127	カルテル法	255
階級闘争	179	貸付金庫	217, 219—221, 231—233, 260
海運業	137—140	Kautsky	35
價格訴願裁判所	255	家族經濟	13—16, 295—311
加工組合	221	經營	4—6, 130—134
家内工業		建築組合	222, 231—232
手工業よりの發展	47	検査役	230
成立	85—86	Keutgen	44
意義及組織	86—89	企業	
發達 第一期	90—93	意義	1—2
第二期	93—101	企業と經營	4—6, 130—134
第三期	102—105	其萌芽	5—9
現在の家内工業	105—111	其出立點	10—16
批判	111—113	農業	26—35
官業	34, 71—84, 179, 295—311	手工業	36—64
監査役	196—202, 261—262	大經營の先驅	65—84
○ カルテル		家内工業	85—113
名稱	241—243	大經營	115—183
發展の階段	243—244	合名會社及株式會社	184—210
任務	244—245	産業組合	211—236
形式	245	集中	237—294
		企業制度の概観	295—311

企業精神、企業者精神	29—30, 40, 121, 203	コンソリダチオン會社	254
企業者	2, 121	コンフエンチオン	カルテルを見よ
企業者利潤	3, 164—165	交通	119—120, 137—140
金融會社	278	小賣商人組合	259
Kirdorf, v.,	254	Kraut	80
キリスト教社會主義	213	Kreller	172
Knapp, G. F.,	30	Krupp	148—149
Knoop	141, 158, 196, 263	苦汗制度	108, 110—111
幸福増進設備	182	組合精神	227—229, 233—236
子會社	263—267, 279	協同組合	産業組合を見よ
工業		競争	17—25, 127—129, 237—241
手工業	36—64	協定	17—25, 237—241
家内工業	85—113		
大經營	144—158	L	
鑛業	74—77, 135—136	Lagerhaus	80
個人企業	168—171	Lahmeyer	283
個人主義的思想	110, 180, 189—190, 202, 238, 251—252	Le Play	103
工場法	181	Levasseur	65, 82
工場制大經營	フアブリークを見よ	Liefmann	267, 286
國家	295—311	ロイド汽船會社	138, 280
穀物賣買	81	Loewe, Ludwig	264, 283
公共團體	295—311	レーエ・コンツエルン	134, 263—266
コンビナチオン	286—287	Lohmann	90, 93
混成經營, 混成工場	131, 146—151, 153	Ludlow, J.M.,	213
		M	



Macrosty 63, 133, 136, 154, 158, 258, 278  
 前貸組合 217—219  
 前貸人(問屋) 家内工業を見よ  
 前貸制度 同上  
 マギステリウム 44  
 Maison du Peuple 223  
 Mannes 223  
 Mantoux 120  
 マスファクトール 5, 86, 144—145  
 Martin 82  
 Marx 144, 173  
 Maurice 213  
 マーチャント・アドベン  
 チュラース 22  
 Meier, E., 32  
 Meitzen 32  
 メルカンチリズム 23, 77—84  
 民吏 使用人問題を見よ  
 水割 151, 275—276  
 持株會社, 持株トラスト  
 130, 150, 269, 272—273, 279  
 木綿工業 153—155  
 Morgan, P., 138, 150, 274, 287  
 Multiple firm 131—132  
 Münchow 94

N

仲間組合 24, 41—58, 69,  
 90—93, 237, 239, 252  
 Napoleon I 23, 56  
 Naudé 72  
 Necker 56  
 日本 233  
 農業  
 小農の發達 26—28  
 大農の發達 29—31  
 資本主義 31—35  
 官營 34  
 株式會社 34  
 乳酪組合 221, 224—225, 232

O

Operating Company 150  
 和蘭東印度會社 136—137  
 織物業 90—93, 153—155  
 卸賣聯合會 231, 259—260  
 Owen, Robert 213  
 親會社 263—267

P

パン焼組合 252—254  
 パリ乗合馬車及市街鐵道會社 289

Peruzzi 136  
 Pirene 90  
 プール 149, 241, 272, 274  
 Pringsheim 97

R

Raiffeisen 213, 217—220, 232  
 Rathenau 265, 283  
 Reichelt 134  
 連鎖店 131—132  
 利益共同組合  
 261, 267, 279, 280, 284, 286  
 リング 241  
 林業 135  
 Rockefeller 149, 271—274, 287  
 労働團體 10—14  
 労働組合 24, 177, 182, 223,  
 232, 235, 240, 203  
 労働者代表 182  
 労働者保護法 181  
 労働者委員會 182  
 労働者問題  
 家長的組織 175—178  
 其將來 178—183  
 改革の方法 181—182  
 株式會社 204  
 産業組合 234—236

企業集中 290  
 Roosevelt 277, 292

S

Sander 71  
 産業組合(協同組合)  
 労働團體 13  
 農民 28  
 手工業 63  
 根據 211—215  
 目的及種類 215—226  
 本質 227—229  
 組織及管理 229—230  
 統計 230—233  
 批判 233—236  
 聯合 259—262  
 Savary 190  
 シヤーフハウゼン銀行組合 262  
 Schaubé 18  
 Schukert 283—285  
 Schultze-Delitzsch  
 213, 217—220, 229, 230, 262  
 Schultz-Gävernitz 158  
 Schwarz, O., 152  
 製鹽業 72—73, 237  
 製粉業 157  
 生計及労働共同體 186  
 制規會社 22, 68, 189, 237

製鋼業	145—151
製鋼トラスト	130, 150—151, 274
生産組合	13, 126, 225—226
製鐵業	145—151
石油トラスト	271—274
セメント工業	136, 277
繊維工業	153—155, 277
船舶共有組合	185—186, 188
染料工業	280
社會化	256—257, 298, 308—310
社會民主黨	31—35, 173, 179
社會主義	
企業	3, 119, 307—309
農業	31—35
株式會社	202—203
消費組合	216, 223, 232
カルテル	256
トラスト	286
市營事業	71—72
資本	122—123
資本主義	31—35, 122, 212
市場	17—25, 42—46
紳士協定	243
信用組合	142, 217—221, 231—232, 230
支店制度	258
使用人問題	171—175
氏族	9—14, 227

商業	
企業の萌芽	6—9
大經營成立の條件	119—120
經營の規模	140—142
消費組合	141, 215—217, 222—223, 231—232, 233, 259—260
職人組合	23, 41, 42, 56
商人團體	21—24, 68, 237
商人ギルド	17—21, 43, 63, 237
集合經營	合議制經營を見よ
手工業	
意義	36—37
成立	37—38
手工業者	38—40
企業者精神	40
物質的經濟的前提	42—43
仲間組合	43—53
舊手工業の三種類	46—50
發達	50—51
政策の變遷	51—59
批判	60—64
手工制大經營	マスマクツールを見よ
Siemens, W. v.,	281—286
ジーマンス・ハルスケ商會	265, 284—285
Sinzheimer	158
Smith, Adam,	83, 190, 238, 252
相談役	196
租稅請負	29, 83—84, 185

Sombart, W.,	4, 5, 36, 42, 43, 135, 158
村落團體	26
村落貸付金庫	貸付金庫を見よ
ステーブル・マーチャント	22
スチンネス・コンツェルン	280
シンデカー ト	カルテルを見よ
<b>T</b>	
Taft	277
單純工場	147, 280
帝國銀行	143, 289—291
帝國カルテル局	255—256, 288
鐵道	137—138, 297—298
Thiess	220
Tin Plate Company	150
チツセン商會	264, 280
特許貿易會社	大貿易會社を見よ
匿名組合	186
問屋	家内工業を見よ
取締役	195—202, 261—262
當座組合	185
トラスト	
大經營の一種	133—134
製鋼トラスト	150—151
英國纖維工業	154—155
超源及發展	267—270
カルテルとの比較	269—270

石油トラスト	270—274
批判	274—276
米國のトラスト問題	276—277
英國のアマルガメーション	277—279
ドイツのフージョン	279—288
結論	289—294
通信販賣業	142
Turgot	56
<b>U</b>	
United States Steel Corporation	
製鋼トラストを見よ	
Unwin	69, 90, 94, 97
Ure	173
<b>V</b>	
Voigt, Paul	51
Völcker	147, 250
ヴォールウイト消費組合	223—224, 226
<b>W</b>	
和解局	182
割引會社	167, 261—262
Webb, Mrs. Sydney	233
ヴェルトハイム	141
ウイスキートラスト	274—275

Wiedfeldt 51

Y

羊毛工業 93—97, 154

郵便制度 80, 137, 297

Z

造船所 151—152

大正十五年七月一日印刷  
大正十五年七月五日發行

改企業論

定價金貳圓六十錢

著者 增地庸治郎

發行者 株式會社 同文館  
東京市神田區表神保町二番地

代表者 田中六藏

印刷者 綾部喜久二  
東京市神田區雜子町并四番地

製本者 山形純次  
東京市神田區今川小路一ノ一



發兌

東京市神田區表神保町二番地  
電話 九三三・三〇八〇  
掛替口 東京一三五

株式會社 同文館



512  
254

終

